

令和8年度 第1回大阪府教育行政評価審議会

日 時 令和8年7月21日（火）10：00～

会 場 大阪府庁 別館6階 委員会議室

次 第

1 開 会

2 審 議

大阪府教育振興基本計画の進捗を管理するための点検及び評価

大阪府教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点
検及び評価

3 閉 会

配付資料

次第

委員名簿兼出席者名簿

配席図

資料1 教育行政の点検及び評価について

資料2－1 点検及び評価調書（案）

基本方針1 確かな学力の定着と学びの深化（左記のうち、重点取組④,⑤）

資料2－2 委員ご意見＜基本方針1 重点取組④,⑤＞

資料3－1 点検及び評価調書（案）

基本方針2 豊かな心と健やかな体の育成（左記のうち、重点取組⑩,⑪）

資料3－2 委員ご意見＜基本方針2 重点取組⑩,⑪＞

資料4－1 点検及び評価調書（案）

基本方針5 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり（重点取組⑰,⑱,⑲）

資料4－2 委員ご意見＜基本方針5（重点取組⑰,⑱,⑲）＞

資料5－1 点検及び評価調書（案）

基本方針6 学びを支える環境整備（重点取組⑳,㉑）

資料5－2 委員ご意見＜基本方針6（重点取組⑳,㉑）＞

資料6－1 点検及び評価調書（案）

基本方針7 私立学校の振興（重点取組㉒,㉓）

資料6－2 委員ご意見＜基本方針7（重点取組㉒,㉓）＞

参考資料1 大阪府附属機関条例（関係箇所抜粋）

参考資料2 大阪府教育行政評価審議会規則

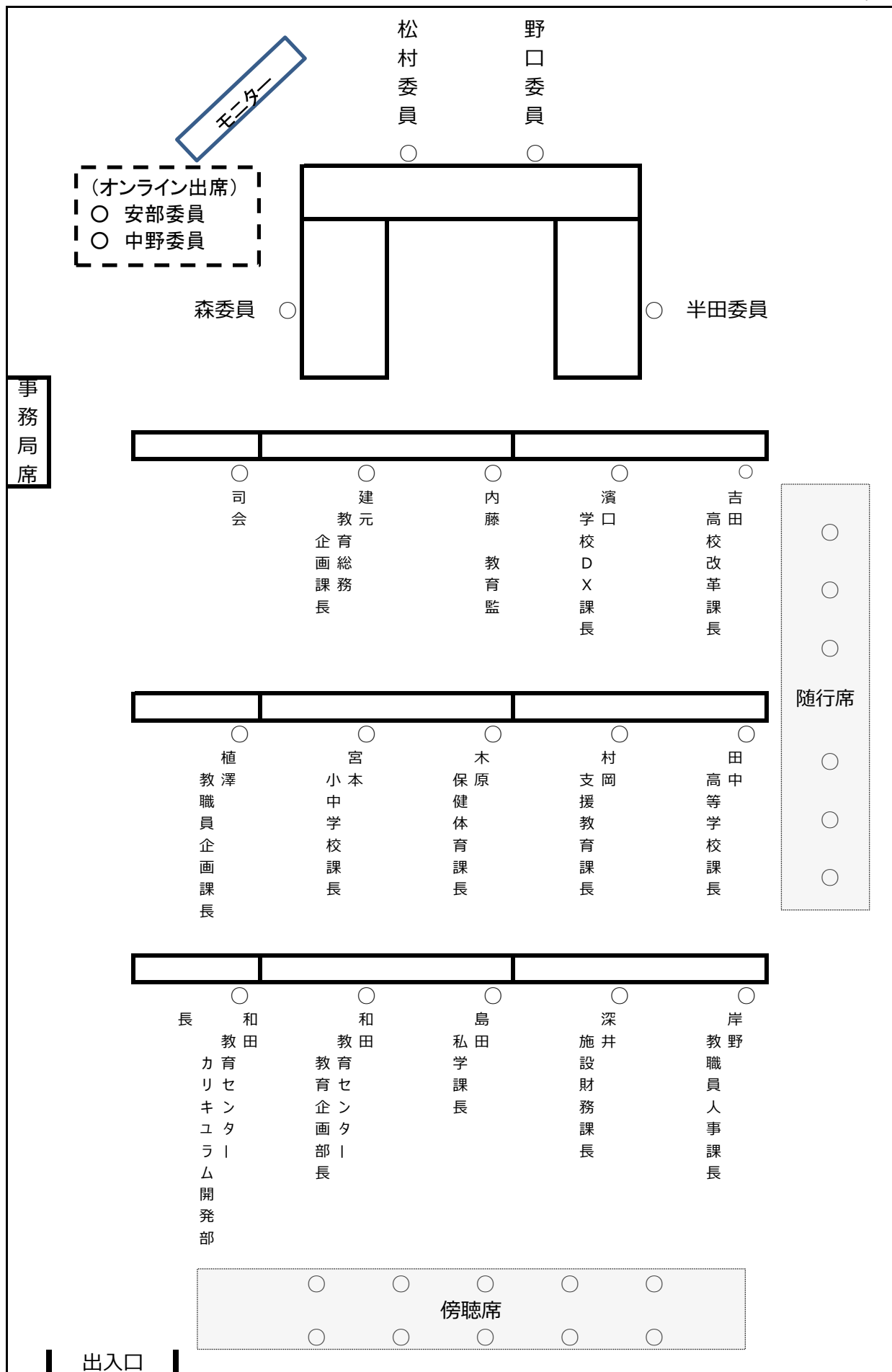
令和8年度大阪府教育行政評価審議会 委員名簿兼出席者名簿

(50音順)

ふりがな	あべ けいこ	第1回
氏 名	安部 恵子	出席
所属・職名	大阪成蹊大学 教育学部 教授 教育学研究科長	
専門領域・活動領域	体育、教員養成	
選任理由	体育、教員養成に関する専門的な知識と経験を有する者として選任	
ふりがな	なかの きよし	第1回
氏 名	中野 澄	出席
所属・職名	大阪成蹊短期大学 学生指導アドバイザー	
専門領域・活動領域	義務教育、生徒指導、チーム学校	
選任理由	義務教育、生徒指導、チーム学校に関する専門的な知識と経験を有する者として選任	
ふりがな	のぐち こういち	第1回
氏 名	野口 幸一	出席
所属・職名	大阪樟蔭女子大学 学芸学部 国際英語学科 教授	
専門領域・活動領域	高等学校教育、学校運営	
選任理由	高等学校教育、学校運営に関する専門的な知識と経験を有する者として選任	
ふりがな	はんだ ゆうた	第1回
氏 名	半田 祐太	出席
所属・職名	大阪府 PTA 協議会 副会長	
専門領域・活動領域	PTA 活動	
選任理由	保護者代表として、大阪府 PTA 協議会からの推薦により選任	
ふりがな	まつむら たかし	第1回
氏 名	松村 高志	出席
所属・職名	兵庫教育大学 客員教授 社会福祉法人永寿福祉会 永寿の里 彩羽 施設長	
専門領域・活動領域	支援教育	
選任理由	支援教育に関する専門的な知識と経験を有する者として選任	
ふりがな	もり なおみ	第1回
氏 名	森 なおみ	出席
所属・職名	株式会社インプリージョン ツーリズム事業部 プロデューサー	
専門領域・活動領域	民間企業	
選任理由	民間企業としての知見を活かし、教育に関する意見を聴取することが適当な者として選任	

令和8年度 第1回大阪府教育行政評価審議会
配席図

令和8年7月21日（火）
於：大阪府庁別館6階 委員会議室



点検及び評価の目的

1 目的

- ・ 効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たす。

2 根拠

- ・ 大阪府教育行政基本条例（以下「条例」という。）第6条
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第26条

「条例」

第6条 知事及び委員会は、基本計画の進捗を管理するため、毎年、共同してその点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを大阪府議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 委員会は、地方教育行政法第26条の点検及び評価に当たり、前項の点検及び評価を含めるものとする。

3 第1項の点検及び評価に当たっては、基本計画に定めた目標を達成するために委員会の教育長及び委員が行った取組、活動の状況等について、委員会の教育長及び委員が自ら点検及び評価を行わなければならない。

「地教行法」

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

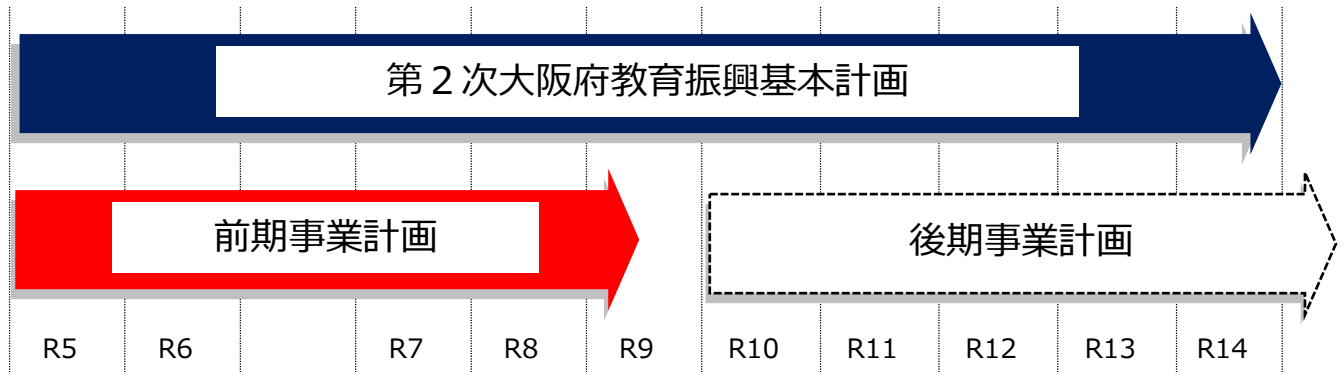
2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

点検及び評価の手法

1 点検及び評価の対象と年次

- ・前年度の大阪府教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の進捗状況
- ・基本計画に記載のない、前年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況

（参考）第2次大阪府教育振興基本計画と事業計画の期間について



2 点検及び評価の内容

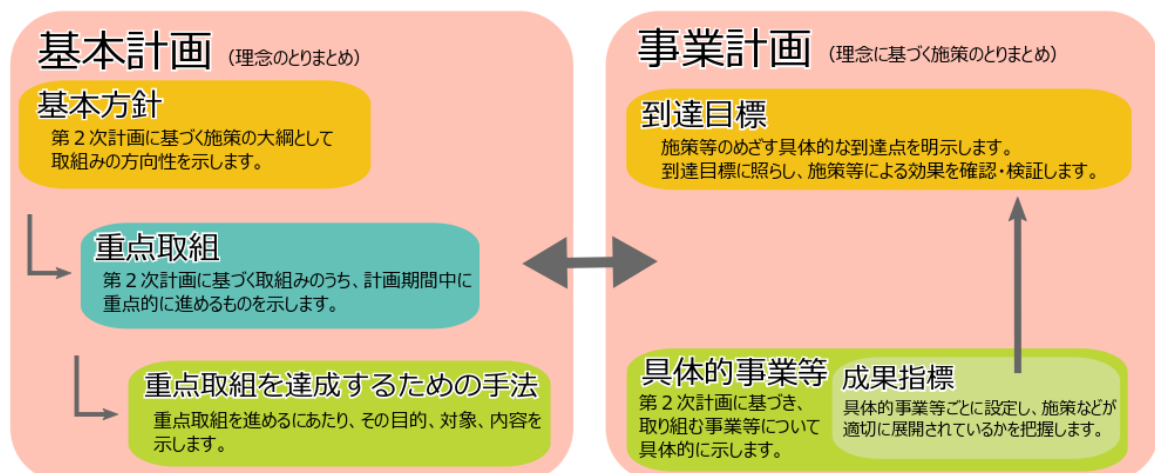
（1）条例第6条に基づく知事及び教育委員会の点検及び評価の内容

- ・基本計画の事業計画に記載する「到達目標」の達成状況を評価
- ・基本計画の事業計画に記載する「成果指標」の達成状況を、成果指標につながる「具体的事業等」の進捗も踏まえて評価

（2）地教行法第26条に基づく教育委員会の点検及び評価

- ・基本計画に定めた事務の点検及び評価（（1）をもって充てる）
- ・基本計画に記載のない、教育委員会の権限に属する事務の状況の点検及び評価

■第2次計画における「到達目標」と「成果指標」のイメージ

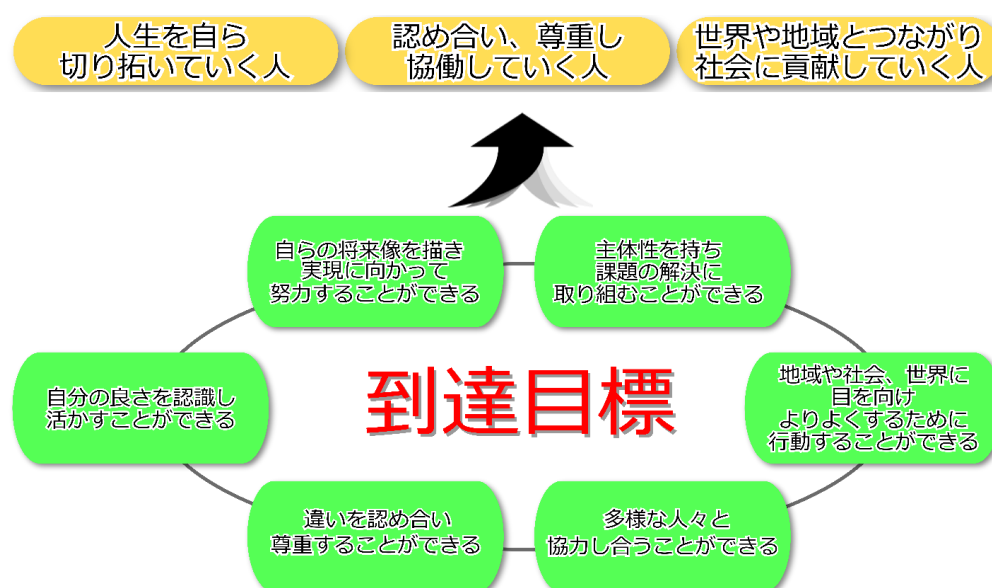


■基本計画の事業計画に記載する「到達目標」

第2次計画では、大阪に集う人たちがこれまではぐくんできた様々な良さを土台として継承し、「おもろいやん」と様々な物事に興味・関心、好奇心を持ち、チャレンジしていく姿勢、「ええやん」と互いを認め合い、評価することができる心、「まかしとき」と主体的に人や社会の役に立とうとする精神等、子どもたちが時代の変化を乗り越えるとともに、将来を生き抜く力を身につけられるよう、大阪の教育がはぐくむ人物像を3つ掲げ、子どもたちの資質・能力を育成することとしています。

事業計画では、子どもたちがそれらの人物像に近づくことができるよう、子どもたちに身につけてほしい6つの意識・姿勢を到達目標として設定することとしています。

【大阪の教育がはぐくむ人物像と6つの到達目標】



到達目標の達成状況については、子どもたちへの意識調査を通じ、確認することになります。

子どもたちは発達段階ごとに、知識や経験の多さ、物事への理解度が異なります。そのため、調査に際しては、小学校、中学校、高校、支援学校で、それぞれの発達段階や特性に合わせた質問を設定¹することとしています。

■基本計画の事業計画に記載する「具体的事業等」及び「成果指標」

具体的事業等については、基本方針に基づく重点取組や、その達成に向け実施する各種の事業、教育活動等に関して、具体的な内容を明らかにすることとしています。また、成果指標については、具体的事業等の効果が確認できるよう、年度ごとのめざすべき数値を明示することとしています。

1. 小学校・中学校・府立高校・府立支援学校に対して、毎年度調査を実施する。（支援学校に通う子どもたちに対しては、わかりやすさを重視し、質問項目を設定する。また、保護者等と一緒に回答することも想定。）

点検及び評価調書（凡例）

「成果指標」の点検及び評価に係る記載について

（１）「成果指標」の達成状況についての記載

事業計画に記載する「成果指標」の達成状況について、記載の仕方は以下のとおりです。

（記載例）

「成果指標」の達成状況

No	成果指標	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
1	〇〇の割合（％）	小学校	70 (100)	50 [60]	70 [70]	80 [75]	○

成 果 指 標：事業計画に記載する成果指標の項目を記載。

学 校 種 等：小学校・中学校・府立高校・府立支援・府立学校等、成果指標の対象を記載。

目 標：上段は令和７年度目標を記載。

下段（）は前期事業計画の最終年度である令和９年度の目標を記載。

ただし、「引き続き100%を維持する」等、令和７年度と令和９年度で目標が同じ場合は、下段（）の記載は省略。

計画策定時：事業計画を策定した、令和４年度実績を記載。

R 6 実 績：令和６年度実績を記載。

同調査における全国のある場合は、[] 内に記載。

R 7 実 績：令和７年度実績を記載。

同調査における全国のある場合は、[] 内に記載。

R7達成状況：令和７年度実績の達成状況を示す記号（◎、○、△、×）を記載。

各記号の示す状況は、以下のとおり。

◎	目標達成	令和７年度実績が令和７年度目標値を大きく上回る（120%以上）
○		令和７年度実績が令和７年度目標値に到達（100～119%）
△	目標未達成	令和７年度実績が令和７年度目標値に未達（計画策定時実績同程度）
×		令和７年度実績が計画策定時実績を下回る（計画策定時実績未滿）

- ・注釈として「※前年度」と記載している数値については、計画策定時又は調書作成時に当該年度実績が未公表のため、前年度の実績を今年度の実績とし、点検及び評価を行う。

⇒「計画策定時」欄では令和３年度実績、「R6実績」欄では令和５年度実績、「R7実績」欄では令和６年度実績。

【R7達成状況に関する補足】

- ・ 目標の上限（例：目標100%）に到達している場合は、到達していれば◎とする。
- ・ その他達成状況に係る記号表記については、目標の設定方法に応じ、以下のとおりとする。

（１）計画策定時より増加（減少）させる としている目標（◎、○、△、×の４段階評価*）

* 目標によっては、計画策定時が下限となるため、◎、○、△の３段階評価。

計画策定時実績を起点とし、計画策定時実績の120%以上増加（減少）していれば◎、100～119%増加（減少）していれば○、計画策定時実績から変化がなければ△、目標とは逆に減少（増加）していれば×。

（例）目標：計画策定時より増加させる 計画策定時実績：50% の場合

- ・ R7実績が60%以上の場合は◎、51～59%の場合は○、50%の場合は△、49%以下になる場合は×

（２）100%を維持する 等としている目標（◎、×の２段階評価）

100%の場合は◎、下回った場合は×。

（例）目標：R9まで100%を維持 計画策定時実績：100% の場合

- ・ R7実績が100%の場合は◎、99%以下の場合は×

（２）「自己評価」についての記載

基本計画の事業計画に記載する「成果指標」の進捗状況を、具体的事業等とのつながりも踏まえた「自己評価」として記載します。

（記載例）**[自己評価]****１ ○○の割合**

- ・ ○○の割合については、成果指標に掲げる目標を達成した。
具体的事業等に掲げる□□□○-○を、△△した【新】 ことにより、年度目標を達成した。
★★できたことが、成果につながったと考えられる。
今後も、◎◎することで、成果指標に掲げる目標の達成を維持する。

- ・ 成果指標につながる具体的事業等の項目に下線を引き、対応する具体的事業等の番号を記載。
- ・ 令和７年度から新たに実施した取組みには【新】を記載。
- ・ 令和６年度以前からの取組みで令和７年度に事業内容を拡充した取組みには【拡】を記載。

「具体的事業等」の点検及び評価に係る記載について

(1) 「具体的事業等」の達成状況についての記載

事業計画に記載する「具体的事業等」の達成状況について、記載の仕方は以下のとおりです。
具体的事業等の内容を踏まえ、3つの場合に応じて記載しています。

【定量的な目標を設定している「具体的事業等」の場合】

(記載例)

「具体的事業等」の達成状況

■○○○の充実

項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
＊＊を実施した学校の割合 (%)	小学校	85 (100)	75 [60]	80 [70]	85 [80]	○

・○○○・・・

項 目：事業計画に掲げる目標を記載。

学 校 種 等：小学校・中学校・府立高校・府立支援・府立学校といった学校種等を記載。

計画策定時：令和4年度実績を記載。

R 6 実 績：令和6年度実績を記載。

R 7 実 績：令和7年度実績を記載。

R7達成状況：令和7年度実績の達成状況を示す記号（◎、○、△、×）を記載。

各記号の示す状況は、「成果指標」の達成状況と同じ。

- ・欄外に、特記事項を記載。ただし、自己評価の記載と重複するものは省略。
- ・「※前年度」と記載しているものについて、「計画策定時」欄では令和3年度実績、「R6実績」欄では令和5年度実績、「R7実績」欄では令和6年度実績を記載。
- ・[] 内の数字は全国値。

【R7 達成状況に関する補足】

- ・目標の上限（例：目標100%）に到達している場合は、到達していれば◎とする。
- ・その他達成状況に係る記号表記については、目標の設定方法に応じ、以下のとおりとする。

（1-1）目標値（●% 等）を設定している目標（◎、○、△、×の4段階評価）

計画策定時と目標の数値の差を、計画策定時実績に対応する年度から目標年度までの期間で除したものを1年あたりの目標とし、経過年数に応じ判断。

R7 年度目標は、以下の式に当てはめて計算。

$$R7 \text{ 年度目標} = \text{計画策定時実績} + (\text{R9}^* \text{ 年度目標} - \text{計画策定時実績}) \div 5 \text{ 年 (計画期間)} \times 3 \text{ 年め}$$

* 事業計画の目標達成年度。R7 としている目標の場合は、計画期間を3年として計算。

(例) 目標：R9（5年後）に100%を達成 計画策定時実績：80% の場合

- ・1年あたり4%（20%÷5年）の増加が目標。
- ・R7の評価は、R7年度目標である92%（80%＋4%×3年）に達しているか否かで判断。
- ・R7実績が94.4%（80%＋12%×1.2）以上は◎、92～94.3%は○、80～91%は△、79%以下は×

(1-2) 全国の数以上の達成・維持 としている目標 (◎、○、△、×の4段階評価)

R7 実績が、

全国の数以上かつ、全国の数との差が計画策定時の差の 120%以上 : ◎

全国の数以上かつ、全国の数との差が計画策定時の差の 100~119% : ○

全国の数未達かつ、全国の数との差が計画策定時の差より縮小 : △

全国の数未達かつ、全国の数との差が計画策定時の差より拡大 : ×

(例) R9 までに全国の数以上にし、維持する目標で計画策定時実績が 75%(全国 78%)の場合

R7 実績≧全国の数かつ差が 3.6%以上 : ◎ R7 実績≧全国の数かつ差が 0~3.5% : ○

R7 実績<全国の数かつ差が 3.0%未達 : △ R7 実績<全国の数かつ差が 3.1%以上 : ×

(2-1) 計画策定時より増加(減少) させる としている目標 (◎、○、△、×の4段階評価*)

* 目標によっては、計画策定時が下限となるため、◎、○、△の3段階評価。

計画策定時実績を起点とし、計画策定時実績の 120%以上増加(減少) していれば◎、101~119%増加(減少) していれば○、計画策定時実績から変化がなければ△、目標とは逆に減少(増加) していれば×。

(例) 目標 : 計画策定時より増加させる 計画策定時実績 : 50% の場合

・ R7 実績が 60%以上は◎、51~59%は○、50%は△、49%以下は×

(2-2) 下限を設定し、それ以上実施する としている目標 (◎、○、×の3段階評価)

計画策定時実績等を下限とし、下限数値の 120%以上増加していれば◎、下限数値と同じ又は 101~119%増加していれば○、下限数値を下回れば×。

(例) 目標 : 計画策定時以上とする 計画策定時実績 : 50% の場合

・ R7 実績が 60%以上は◎、50~59%は○、49%以下は×

(3) 100%を維持する 等としている目標 (◎、×の2段階評価)

100%の場合は◎、下回った場合は×。

(例) 目標 : R9 まで 100%を維持 計画策定時実績 : 100% の場合

・ R7 実績が 100%の場合は◎、99%以下の場合は×

【定性的な目標を設定している「具体的事業等」の場合】

(記載例)

「具体的事業等」の達成状況

■ ○○○の充実

項目	学校種等	R7年度の実施状況等	R7達成状況
子どもたちが、△△に係る知識を得て、○○○できるようにする。	府立学校	・前年(5回)以上の回数実施を目標に、Aイベントを10回実施した。 ・B研修を5回実施、学識経験者を講師に招き研修内容を充実させた。【拡】	◎

項 目：事業計画に掲げる目標を記載。

学 校 種 等：小学校・中学校・府立高校・府立支援・府立学校といった学校種等を記載。

R7年度の実施状況等：令和7年度実績を記載。

R7達成状況：R7年度の実施状況等に対する達成状況を示す記号（◎、○、△、×）を記載。

各記号の示す状況は、以下のとおり。

◎	目標達成	計画の「進め方」の記載以上に、新規の取り組みや拡充した取り組みがある。
○		概ね計画の「進め方」の記載どおりに取り組んでいる。
△	目標未達成	計画の「進め方」の記載より、やや遅れている。または計画策定時から取り組みに変化なし（維持・継続することが目標の場合を除く）。
×		計画の「進め方」の記載より、大幅に遅れている。または計画策定時の取り組みより縮小している。

- ・取り組みの上限（例：全市町村で実施・全校で実施）に到達している場合は、◎とする。
- ・令和7年度から新たに実施した取り組みには【新】を記載。
- ・令和6年度以前からの取り組みで令和7年度に事業内容を拡充した取り組みには【拡】を記載。

【実施すること自体が成果となる「具体的事業等」の場合】

(記載例)

「具体的事業等」の達成状況

■ ○○○の充実

進捗等
○○○・・・

進捗等：事業計画に記載する「今後のスケジュール」の進捗等を記載。

大阪府教育行政評価審議会

1 設置目的

以下の項目についての点検及び評価を行うにあたり、教育に関する知識及び経験を有する者並びに保護者の意見を聴くために設置する。

- ・ 条例第 6 条に基づき、知事及び教育委員会が実施する基本計画の進捗を管理するための点検及び評価
- ・ 地教行法第26条に基づき、教育委員会が実施する委員会の事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価

2 根拠

- ・ 大阪府附属機関条例
- ・ 大阪府教育行政評価審議会規則

3 審議会委員（五十音順）

委員名（敬称略）	所属	備考
安部 恵子	大阪成蹊大学 教育学部 教授 教育学研究科長	会長
中野 澄	大阪成蹊短期大学 学生指導アドバイザー	
野口 幸一	大阪樟蔭女子大学 学芸学部 国際英語学科 教授	副会長
半田 祐太	大阪府PTA協議会 副会長	
松村 高志	兵庫教育大学 客員教授 社会福祉法人永寿福祉会 永寿の里 彩羽 施設長	
森 なおみ	株式会社インプリージョン ツーリズム事業部 プロデューサー	

4 開催状況

- ・ 第 1 回 令和 8 年 7 月 21 日
- ・ 第 2 回 令和 8 年 8 月 6 日

基本計画の体系

基本方針 1 確かな学力の定着と学びの深化

- 重点取組① | 個別最適な学びと協働的な学びによる学びの深化
- 重点取組② | 社会や地域とつながる探究的な学習の実践
- 重点取組③ | グローバル社会を見据えた英語教育・ICT 活用の推進
- 重点取組④ | 障がいのある子どもたちの教育の充実
- 重点取組⑤ | 配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実
- 重点取組⑥ | 特色・魅力ある府立高校づくりの推進
- 重点取組⑦ | 活力ある学校づくりをめざす府立高校の再編整備の推進

基本方針 2 豊かな心と健やかな体の育成

- 重点取組⑧ | 豊かな心のはぐくみ
- 重点取組⑨ | セーフティネットとなる居場所づくりの推進
- 重点取組⑩ | 運動への興味・関心の向上と運動による体力づくりの推進
- 重点取組⑪ | 健康を保持・増進する生活習慣づくりの推進

基本方針 3 将来をみすえた自主性・自立性の育成

- 重点取組⑫ | 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実
- 重点取組⑬ | 夢や志を持って粘り強くチャレンジする姿勢の育成

基本方針 4 多様な主体との協働

- 重点取組⑭ | 地域・大学・企業等との連携や多様な人材との連携
- 重点取組⑮ | 教育コミュニティづくりをはじめとする社会教育の推進
- 重点取組⑯ | 子どもたち・保護者・府民への魅力・情報発信の推進

基本方針 5 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり

- 重点取組⑰ | 子どもたちや保護者の個々のニーズ、社会や教育現場の変革に向き合う資質・能力を備えた教員の確保・育成
- 重点取組⑱ | 経営感覚を持った学校組織づくりの推進
- 重点取組⑲ | 教職員の働き方改革の推進

基本方針 6 学びを支える環境整備

- 重点取組⑳ | 施設等の計画的な整備の推進
- 重点取組㉑ | 災害時の備えの充実と安全・安心な教育環境の確保

基本方針 7 私立学校の振興

- 重点取組㉒ | さらなる特色・魅力づくりへの支援
- 重点取組㉓ | 公私を問わない自由な学校選択の機会の保障

大阪府教育行政評価審議会 委員別担当一覧

委 員	主 な 担 当
安 部 委 員	基本方針 1 確かな学力の定着と学びの深化 重点取組⑥ 特色・魅力ある府立高校づくりの推進 重点取組⑦ 活力ある学校づくりをめざす府立高校の再編整備の推進 基本方針 2 豊かな心と健やかな体の育成 重点取組⑩ 運動への興味・関心の向上と運動による体力づくりの推進 重点取組⑪ 健康を保持・増進する生活習慣づくりの推進 基本方針 3 将来をみすえた自主性・自立性の育成 重点取組⑫ 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実 重点取組⑬ 夢や志を持って粘り強くチャレンジする姿勢の育成 基本方針 5 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり 重点取組⑰ 子どもたちや保護者の個々のニーズ、社会や教育現場の変革に向き合う資質・能力を備えた教員の確保・育成 基本方針 6 学びを支える環境整備 重点取組⑳ 災害時の備えの充実と安全・安心な教育環境の確保
中 野 委 員	基本方針 1 確かな学力の定着と学びの深化 重点取組① 個別最適な学びと協働的な学びによる学びの深化 重点取組② 社会や地域とつながる探究的な学習の実践 重点取組③ グローバル社会を見据えた英語教育・ICT 活用の推進 重点取組④ 障がいのある子どもたちの教育の充実 重点取組⑤ 配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実 基本方針 2 豊かな心と健やかな体の育成 重点取組⑧ 豊かな心のはぐくみ 重点取組⑨ セーフティネットとなる居場所づくりの推進 基本方針 5 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり 重点取組⑰ 子どもたちや保護者の個々のニーズ、社会や教育現場の変革に向き合う資質・能力を備えた教員の確保・育成
野 口 委 員	基本方針 1 確かな学力の定着と学びの深化 重点取組① 個別最適な学びと協働的な学びによる学びの深化 重点取組② 社会や地域とつながる探究的な学習の実践 重点取組③ グローバル社会を見据えた英語教育・ICT 活用の推進 重点取組⑥ 特色・魅力ある府立高校づくりの推進 重点取組⑦ 活力ある学校づくりをめざす府立高校の再編整備の推進 基本方針 4 多様な主体との協働 重点取組⑭ 地域・大学・企業等との連携や多様な人材との連携 重点取組⑮ 教育コミュニティづくりをはじめとする社会教育の推進 重点取組⑯ 子どもたち・保護者・府民への魅力・情報発信の推進 基本方針 5 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり 重点取組⑱ 経営感覚を持った学校組織づくりの推進 重点取組⑲ 教職員の働き方改革の推進

半田委員	基本方針 4 多様な主体との協働 重点取組⑭ 地域・大学・企業等との連携や多様な人材との連携 重点取組⑮ 教育コミュニティづくりをはじめとする社会教育の推進 重点取組⑯ 子どもたち・保護者・府民への魅力・情報発信の推進 基本方針 6 学びを支える環境整備 重点取組⑳ 施設等の計画的な整備の推進 重点取組㉑ 災害時の備えの充実と安全・安心な教育環境の確保 基本方針 7 私立学校の振興 重点取組㉒ さらなる特色・魅力づくりへの支援 重点取組㉓ 公私を問わない自由な学校選択の機会の保障
松村委員	基本方針 1 確かな学力の定着と学びの深化 重点取組④ 障がいのある子どもたちの教育の充実 重点取組⑤ 配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実 基本方針 2 豊かな心と健やかな体の育成 重点取組⑧ 豊かな心のはぐくみ 重点取組⑨ セーフティネットとなる居場所づくりの推進 基本方針 6 学びを支える環境整備 重点取組⑳ 施設等の計画的な整備の推進
森委員	基本方針 2 豊かな心と健やかな体の育成 重点取組⑩ 運動への興味・関心の向上と運動による体力づくりの推進 重点取組⑪ 健康を保持・増進する生活習慣づくりの推進 基本方針 3 将来をみすえた自主性・自立性の育成 重点取組⑫ 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実 重点取組⑬ 夢や志を持って粘り強くチャレンジする姿勢の育成 基本方針 5 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり 重点取組⑱ 経営感覚を持った学校組織づくりの推進 重点取組⑲ 教職員の働き方改革の推進

(50音順)

大阪府教育行政評価審議会の審議予定

審議日程（予定）	審議項目
第 1 回 7/21（火） 10:00～12:00	基本方針 1 確かな学力の定着と学びの深化 重点取組④ 障がいのある子どもたちの教育の充実 重点取組⑤ 配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実
	基本方針 2 豊かな心と健やかな体の育成 重点取組⑩ 運動への興味・関心の向上と運動による体力づくりの推進 重点取組⑪ 健康を保持・増進する生活習慣づくりの推進
	基本方針 5 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり 重点取組⑰ 子どもたちや保護者の個々のニーズ、社会や教育現場の変革に向き合う資質・能力を備えた教員の確保・育成 重点取組⑱ 経営感覚を持った学校組織づくりの推進 重点取組⑲ 教職員の働き方改革の推進
	基本方針 6 学びを支える環境整備 重点取組⑳ 施設等の計画的な整備の推進 重点取組㉑ 災害時の備えの充実と安全・安心な教育環境の確保
	基本方針 7 私立学校の振興 重点取組㉒ さらなる特色・魅力づくりへの支援 重点取組㉓ 公私を問わない自由な学校選択の機会の保障
	到達目標（小学校・中学校・高校・支援学校）
第 2 回 8/6（木） 10:00～12:00	基本方針 1 確かな学力の定着と学びの深化 重点取組① 個別最適な学びと協働的な学びによる学びの深化 重点取組② 社会や地域とつながる探究的な学習の実践 重点取組③ グローバル社会を見据えた英語教育・ICT 活用の推進 重点取組⑥ 特色・魅力ある府立高校づくりの推進 重点取組⑦ 活力ある学校づくりをめざす府立高校の再編整備の推進
	基本方針 2 豊かな心と健やかな体の育成 重点取組⑧ 豊かな心のはぐくみ 重点取組⑨ セーフティネットとなる居場所づくりの推進
	基本方針 3 将来をみすえた自主性・自立性の育成 重点取組⑫ 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実 重点取組⑬ 夢や志を持って粘り強くチャレンジする姿勢の育成
	基本方針 4 多様な主体との協働 重点取組⑭ 地域・大学・企業等との連携や多様な人材との連携 重点取組⑮ 教育コミュニティづくりをはじめとする社会教育の推進 重点取組⑯ 子どもたち・保護者・府民への魅力・情報発信の推進

2 「成果指標」及び「具体的事業等」の達成状況についての評価

基本方針1 確かな学力の定着と学びの深化

方向性（2）

個々の子どもたちの障がいの状況に応じた合理的配慮を的確に行うとともに、不登校の子どもたちへの指導や日本語指導が必要な子どもたちへの支援をはじめ、子どもたちの多様性や教育ニーズに適切に対応した学びを提供します。そのため『『ともに学び、ともに育つ⁷』教育』のさらなる深化はもとより、関係機関・専門人材との連携による支援を強化します。また、特異な才能と学習上・生活上の困難をあわせ有する子どもたち⁸への支援については、国の議論の方向性も踏まえつつ検討を行います。

重点取組④ | 障がいのある子どもたちの教育の充実

重点取組達成のための手法 ▶ 個々の障がいの状況・教育ニーズに応じた学びの充実

具体的事業等

- (1-10) 小・中学校における支援学級や通級による指導の充実
- (1-11) 小・中学校における「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」の活用による一貫した指導・支援体制の構築
- (1-12) 府立高校における通級による指導の充実
- (1-13) 医療的ケアが必要な子どもたちが安全・安心に学ぶことができる環境づくりの促進

重点取組達成のための手法 ▶ 支援教育の専門性向上

具体的事業等

- (1-14) 府立支援学校のセンター的機能の強化
- (1-15) 自立支援推進校・共生推進校での教育成果の普及
- (1-16) 小・中学校における校内支援体制の充実

重点取組⑤ | 配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実

重点取組達成のための手法 ▶ 不登校の子どもたちの社会的自立に向けた学習指導・支援

具体的事業等

- (1-17) 不登校の子どもたちの学習保障等の充実

重点取組達成のための手法 ▶ 日本語指導が必要な子どもたちへの支援の充実

具体的事業等

- (1-18) 小・中学校における日本語指導の体制の構築・内容の充実
- (1-19) 府立高校における日本語指導の内容・体制等の充実

7. 障がいの有無に関わらず、すべての子どもたちが地域社会で豊かに生きることができる多様な学びの場を保障するとともに、相互理解を深め、いきいきと学校生活を送ることができる教育のこと。

8. 「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議」（令和4（2022）年9月26日）による。対象となる子どもたちについては、今後の国の議論の方向性を踏まえつつ、検討を行う。

「成果指標」の達成状況

No	成果指標	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
8	校内支援体制状況確認票での自己評価において、「学校全体に支援教育が浸透している」と回答した小・中学校の割合(%)	小・中学校	40.0	16.1	23.4	25.8	△
9	新規不登校者数の千人率(人)(政令市除く)	小学校	7.0 (5.0)	9.6※前年度	10.3※前年度	10.4※前年度	×
		中学校	18.0 (12.0)	24.8※前年度	25.3※前年度	25.5※前年度	×
		高校	18.0 (12.0)	25.4※前年度	36.4※前年度	34.3※前年度	×
10	「悩みや心配ごとがあるとき、相談する相手がない」と回答した府立学校の子どもたちの割合(%)	府立学校	前年度よりも減少	6.5※前年度	4.9	5.7	△
11	日本語指導が必要な小・中学校の子どもたちのうち、特別の教育課程 ⁹ による日本語指導を受けた子どもたちの割合(%)	小・中学校	99.0 (100)	96.3	99.7	99.3	○
12	日本語指導の必要な子どもたちが在籍する府立高校のうち、子どもたちの状況等を踏まえた教科指導や学校生活の支援を行っている府立高校の割合(%)	府立高校	100	85.0	92.9	93.5	△

9. 子どもたちが日本語で学校生活を営み学習に取り組めるよう、日本語や各教科の指導等を在籍学級の教育課程の一部の時間に替えて、在籍学級以外で子どもたちの状況に応じて編成する教育課程のこと。

＜自己評価＞

8 校内支援体制状況確認票での自己評価において、「学校全体に支援教育が浸透している」と回答した小・中学校の割合

- 「学校全体に支援教育が浸透している」と回答した小・中学校の割合は、成果指標に掲げる目標を達成しなかったものの、校内支援体制状況確認票は、府立支援学校における地域支援リーディングスタッフ¹⁰を中心としたセンター的機能¹¹の活動に際し、支援教育に関する困り感等から相談や情報提供を希望する小・中学校が校内体制の状況について自己評価したものであり、肯定的に評価をした小・中学校は、前年度よりも増加している。

具体的事業等に掲げる通級による指導¹²を自校で受けることができる小・中学校の割合¹⁻¹⁰については、年度目標を達成した。府内の通級指導担当教員を増員し、各市町村の計画に応じた教員数を配当するとともに、府が市町村支援教育担当指導主事会や市町村教育委員会へのヒアリングなどの機会を通じ、通級の実施体制、巡回体制に関する好事例や先進事例を発信し、体制整備を促進したことで、一人ひとりの障がいの状況等に応じた多様な学びの場の充実が図られ、年度目標の達成につながった。

また、具体的事業等に掲げる個別の教育支援計画¹³を活用し、医療機関等との連携を行う小・中学校の割合¹⁻¹¹や校内支援委員会等を開催し、子どもたちの指導の目標等の情報共有を組織的に実施している小・中学校の割合¹⁻¹¹についても、年度目標を達成した。府内市町村における学校訪問や、市町村教育委員会へのヒアリングにより効果的な活用事例や先進的事例を収集し、「個別の教育支援計画作成・活用実践報告会」や支援教育担当指導主事会等の機会等を通じて、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画¹⁴」の作成や活用を促進したことで、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じたきめ細やかな指導や一貫した支援体制の充実が図られ、年度目標の達成につながった。

さらに、具体的事業等に掲げる医療的ケア¹⁵の必要な子どもたちが就学した市町村数¹⁻¹³は39と計画策定時よりも増加し、年度目標を達成した。子どもたちが安全・安心に学ぶことができる環境づくりが図られたことが、年度目標の達成につながった。

小・中学校では、市町村医療的ケア等実施体制サポート事業等を通して学校看護師の周知や定着支援を行うとともに、医療的ケアを必要とする児童生徒等が転入学する際の施設整備等や外部人材活用、通学支援を行う市町村教育委員会に対し、その経費の一部を府が補助した。

一方、具体的事業等に掲げる校内支援委員会を月1回以上開催した小・中学校の割合¹⁻¹⁶は、体制整備を促進したことで計画策定時よりも4.6ポイント増加したが、年度目標にわずかに届かなかった。

10. 府内の支援教育推進の担い手として府が府立支援学校に配置する「支援教育コーディネーター」の呼称。地域支援リーディングスタッフは、市町村教育委員会等と連携をとり、地域の小・中学校、高校等からの要請に応じて、訪問相談、来校相談等により障がいのある子どもたちの教育に関して必要な助言又は援助を行う。

11. 学校教育法第74条及び学習指導要領に基づき、府立支援学校が地域における支援教育に係る中核的な機関としての役割を果たすとともに、自立活動の知見や支援教育における専門性を発揮し、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校（以下「小・中学校、高校等」）の支援教育における取組みを支援すること。

12. 通常の学級に在籍している障がいのある子どもたちが、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障がいの特性に応じた特別な指導を特別な場で受ける指導の形態。

13. 障がいのある子どもたちの教育ニーズを把握し、中・長期的な観点で乳幼児から学校卒業後までを通して、関係機関と連携を図りつつ、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成する計画。

14. 個別の教育支援計画を踏まえ、より具体的に個別の指導目標や指導内容・方法を明確にして作成した年間又は学期ごとの各教科、自立活動等における指導計画。

15. 人工呼吸器による呼吸管理・喀痰（かくたん）吸引その他の医療行為のこと。

引き続き、年度目標の達成に向け、市町村教育委員会へのヒアリングの機会等を通じ、校内支援委員会の必要性の説明や、好事例の情報提供を行う。

今後も、具体的事業等に掲げる継続的な取組みと合わせ、府立支援学校と市町村リーディングチームなどとの連携に一層取り組むことにより、小・中学校での支援教育の浸透を図っていく。

9 新規不登校者数の千人率（人）（政令市除く）

10 「悩みや心配ごとがある時、相談する相手がいない」と回答した府立学校の子どもたちの割合

- ・ 小・中学校における新規不登校者数の千人率は、前年度とほぼ同水準で、成果指標に掲げる目標を達成しなかった。

具体的事業等に掲げる小・中学校の不登校の子どもたちのうち、学校内外で専門機関等の相談・指導を受けている子どもたちの割合₁₋₁₇については小・中学校ともに増加し、年度目標を達成した。

結果未

令和5年度より、府内の一部小・中学校の校内教育支援ルームに支援人材の配置を開始し、令和7年度からは、市町村が校内教育支援ルームに支援人材を配置するための補助を行っている。本ルームを支援の核として、子どもの居場所としたり、学びの保障の場としたりすることで、不登校となる前に一人ひとりに応じた適切な支援が可能となる体制構築を進めている。引き続き、府内全体で本ルームでの支援がより充実するよう取組みを強化していく。

加えて、一旦不登校となると、新たな学年になっても継続する傾向があることから、小学校段階から子どもや保護者の思いやニーズを受け止められるよう、具体的事業等に掲げる相談支援を通し、子どもたちのニーズを掘り起こし、引き続き一人ひとりの状況を踏まえた支援につなげる₁₋₁₇ことを目的に、小学校へのスクールカウンセラーを、令和6年度より中学校区内で年4回程度の派遣から、全小学校に年12回の配置へと拡充し、兆しの段階から子どもの状況分析や支援方針をスクールカウンセラーとともに明らかにできるよう進めている。

結果未

- ・ 府立高校における新規不登校者数の千人率も、成果指標に掲げる目標を達成しなかった。不登校者数増加の背景として、高校進学、クラス替えに伴う不適応、生活リズムの不調や学業不振などが考えられる。また、「悩みや心配ごとがあるとき、相談する相手がいない」と回答した府立学校の子どもたちの割合は、前年度から増加し、成果指標に掲げる目標は達成しなかった。背景には、友人関係の希薄化や家庭内でのコミュニケーション不足、生活環境の変化などがあると考えられる。

具体的事業等に掲げる相談支援を通し、子どもたちのニーズを掘り起こし、引き続き、一人ひとりの状況を踏まえた支援につなげる¹⁻¹⁷ことを目的に、公認心理師又は臨床心理士の資格を有するスクールカウンセラーをすべての府立高校に配置するとともに、不登校生徒の在籍率の高い府立高校には、スクールカウンセラーの配置回数が週 1 回程度となるよう整備した。

また、令和 7 年度よりスクールソーシャルワーカーを従前の配置方式から拠点校方式に変更した。拠点校については、大阪府を 7 つのエリアに分け、各エリアに拠点校を設定し、拠点校のスクールソーシャルワーカーは、管轄エリア内に所在する学校を巡回訪問しながら対応した。これまでは年間の勤務回数が限られ、勤務日も固定化されていたスクールソーシャルワーカーは、勤務日の変更等が難しく、学校から依頼される急を要する依頼に対応することは困難であった。しかし、拠点校に勤務するスクールソーシャルワーカーが週 4 日のうち、半分の 2 日程度は管轄エリアの学校を巡回する形になり、柔軟かつ即時的にスクールソーシャルワーカーを活用することができる体制となった。

なお、一部の学校では配置型を継続している。さらに、府立学校向けスクールソーシャルワーカー定期相談会の開催や、スクールソーシャルワーカー未配置校へのスクールソーシャルワーカースーパーバイザーの定期巡回等を実施することにより、すべての府立学校が専門家に相談できる体制を構築した。

これらの取組みにより、府立高校の不登校の子どもたちのうち、学校内外で専門機関等の相談・指導を受けている子どもたちの割合¹⁻¹⁷は昨年度より増加し、年度目標を達成した。

不登校支援は、生徒一人ひとりの状況を適切にアセスメントし、個々の状況に応じた支援が求められる。引き続き、教職員とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材が協働したチーム学校で、不登校の原因・背景を適切にアセスメントし、学びへのアクセスを保障するための学習環境を整えていく。

11 日本語指導が必要な小・中学校の子どもたちのうち、特別の教育課程による日本語指導を受けた子どもたちの割合

- 日本語指導が必要な小・中学校の子どもたちのうち、特別の教育課程による日本語指導を受けた子どもたちの割合は99.3%と、成果指標に掲げる目標を達成した。

日本語指導が必要な児童生徒の在籍校では、当該児童生徒の個々の日本語能力に合わせた適切な日本語指導が進められている。また、具体的事業等に掲げる日本語指導を行うことができる人材を継続的に確保することで、十分な日本語指導等を受けることができる体制を構築する¹⁻¹⁸ことについては、外国人児童生徒支援員の配置と日本語指導担当教員の資質向上を図る研修を実施した。加えて、日本語指導が必要な子どもの少数散在の影響により、在籍校で十分な日本語指導の機会が不足しがちな児童生徒を対象としたオンライン日本語指導員を前年度より 1 名増員することができた【拡】。

引き続き、日本語指導の質の向上に向けて、オンライン日本語指導で培ったノウハウの普及に努めていく。

12 日本語指導の必要な子どもたちが在籍する府立高校のうち、子どもたちの状況等を踏まえた教科指導や学校生活の支援を行っている府立高校の割合

- ・ 日本語指導の必要な子どもたちが在籍する府立高校のうち、子どもたちの状況等を踏まえた教科指導や学校生活の支援を行っている府立高校の割合は、前年度より上昇したものの、成果指標に掲げる目標を達成しなかった。その背景として、府立高校において日本語指導が必要な生徒が急増しており、十分な校内支援体制を整えることができていないことが挙げられる。

今後、日本語指導が必要な生徒を多く受け入れてきた府立高校で培った校内支援等のノウハウを府立高校全体で共有する取組みを進めていく。

「具体的事業等」の達成状況

重点取組④ | 障がいのある子どもたちの教育の充実

1-10 小・中学校における支援学級¹⁶や通級による指導の充実

項目	学校種等	R7年度の取組状況等				R7達成状況
小・中学校において、支援学級 の子どもたち一人ひとりの障が いの状況等に応じた特別の教育 課程の編成と確実な実施を実現 する	小・中学校	◆府が、地域の小・中学校訪問（政令市を除く 41市町村64校を訪問）を実施し、一人ひとり の障がいの状況等に応じた特別の教育課程の編 成と確実な実施について、市町村教育委員会や 当該校へ指導・助言を行った。				◎
項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
通級による指導を自校で受ける ことができる小・中学校の割合 (%)	小学校	82.6 (100)	56.4	98.4	99.4	◎
	中学校	80.8 (100)	51.9	99.0	99.4	◎

1-11 小・中学校における「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用による一貫した指導・支援体制の構築

項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
個別の教育支援計画を活用し、 医療機関等との連携を行う 小・中学校の割合 (%)	小学校	83.9 (90.0以上)	74.7	92.6	95.3	◎
	中学校	82.4 (90.0以上)	70.9	88.7	96.3	◎
校内支援委員会等を開催し、 子どもたちの指導の目標等の情 報共有を組織的に実施している 小・中学校の割合 (%)	小学校	100	—	100	100	◎
	中学校	100	—	100	100	◎

1-12 府立高校における通級による指導の充実

進捗等
◆発達障がいや、その特性のある生徒を対象とした通級による指導を、府立高校11校において実施。 また、教育庁内に外部有識者等からなる「大阪府立高等学校通級指導運営委員会」を設置し、学識経験 者から子どもたちへの指導内容等に関する指導助言の機会を設けた。また、通級指導担当における担当 者連絡会を実施。

16. 障がいのある子どもたちの状況やニーズに応じた教育を受けることができるよう、府では、弱視学級、難聴学級、知的障がい学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級、自閉症・情緒障がい学級を小中義務教育学校に設置している。府ではこれらを総称して「支援学級」という用語を使用している。

1-13 医療的ケアが必要な子どもたちが安全・安心に学ぶことができる環境づくりの促進

項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
医療的ケアが必要な子どもたちが就学した市町村の数	市町村	36よりも増加させる	36	38	39	○
項目	学校種等	R7年度の実施状況等				R7達成状況
府立学校における支援体制の充実に努めるとともに、医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍するすべての府立支援学校において、安全安心に学校生活を送ることができるよう、校内医療的ケア安全委員会の設置や教職員の資質向上等、支援体制の充実に引き続き取り組む。	府立学校	◆医療的ケアが必要な子どもたちが在籍する府立学校40校に看護師を配置。 ◆とりわけ、医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍する府立支援学校33校において、医療的ケアに係る理解度チェックを年に2回実施。				○

1-14 府立支援学校のセンター的機能の強化

項目	学校種等	R7年度の実施状況等	R7達成状況
地域の小・中学校、高校等からの要請に応じ、引き続き、府立支援学校と市町村リーディングチームなどが連携した助言等を実施する。	—	◆府立支援学校の地域支援リーディングスタッフを中心に、地域の小・中学校、高校等1,160の学校園に対し、教職員や子どもたちの教育ニーズに応じた指導・支援や校内体制づくりへの助言を実施。	○

1-15 自立支援推進校・共生推進校での教育成果の普及

項目	学校種等	R7年度の実施状況等	R7達成状況
自立支援推進校・共生推進校での教育成果を普及し、引き続き府立高校における「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する	府立高校	◆令和7年度は、自立支援推進校11校、共生推進校10校を設置。 ◆自立支援推進校から4校を支援教育サポート校 ¹⁷ と位置づけ、支援教育サポート校による府内高等学校への訪問・来校相談（26校56件）や、支援教育コーディネーター ¹⁸ 連絡会（10回）を実施。また、教育庁内に専門家チームを設置し、必要に応じて府立高校に専門家を派遣（9校17件）し、教育支援体制等について教育・医療等の専門的見地から指導助言等を実施。	○

1-16 小・中学校における校内支援体制の充実

項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
校内支援委員会を月1回以上開催した小・中学校の割合（％）	小・中学校	85.2 (90.0以上)	78.1	82.6	82.7	△

17. 知的障がい生徒自立支援コースを設置する自立支援推進校等のうち、高校における支援教育力の充実を図るため、府立高校及び府内の私立高校への訪問・来校相談等を実施する学校（4校）の呼称。

18. 学校内の関係者や福祉・医療等の関係機関との連絡調整及び保護者や関係機関に対する学校の窓口として、校内外における支援教育に関するコーディネートを担う。

重点取組⑤ | 配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実

1-17 不登校の子どもたちの学習保障等の充実

項目	学校種等	R7年度の取組状況等				R7達成状況
相談支援を通し、子どもたちのニーズを掘り起こし、引き続き一人ひとりの状況を踏まえた支援につなげる	小・中学校	◆府域すべての小・中・義務教育学校にスクールカウンセラーを配置した。 ◆スクールソーシャルワーカーについては、31市町村に対し、配置・派遣するための補助を行うとともに、府スーパーバイザーによる市町村スクールソーシャルワーカーへの研修や市町村対象の連絡会実施等により、市町村の事業体制構築や充実に向けた支援を行った。				◎
	府立学校	◆すべての府立高校にスクールカウンセラーを配置している。特に、不登校生徒の在籍率の高い府立高校には、配置回数が週1回程度となるよう配置している。 ◆スクールソーシャルワーカーについては、大阪府を7つのエリアに分け、各エリアに拠点校を設定し、拠点校のスクールソーシャルワーカーは、管轄エリア内に所在する学校を巡回訪問しながら対応する。 ◆一部の府立高校では配置型を継続している。(令和7年度34校) ◆また、未配置校についてはスクールソーシャルワーカースーパーバイザーの定期巡回(令和7年度50回)を実施し、すべての府立学校が相談したいときに相談できる支援体制を構築している。				◎
項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
小・中学校、府立高校の不登校の子どもたちのうち、学校内外で専門機関等の相談・指導等を受けている子どもたちの割合(%)	小学校	毎年度増加させる	65.2 ^{※前年度}	67.5 ^{※前年度}	74.9 ^{※前年度}	○
	中学校		54.1 ^{※前年度}	60.7 ^{※前年度}	71.0 ^{※前年度}	○
	府立高校		36.7 ^{※前年度}	36.4 ^{※前年度}	37.7 ^{※前年度}	○
ケース会議を定期的に実施する小・中学校、府立高校の割合(%)	小・中学校	69.7(100)	24.3	53.5	結果未	
	府立高校	100	100	100	100	◎

- 府立高校においては、連絡協議会等の機会に、コーディネーター教員及びスクールカウンセラーに対して定期的なケース会議の実施を依頼するとともに、校内体制についての好事例を共有することにより、年度目標を達成した。

引き続き、スクールカウンセラーがチーム学校の一員として効果的に機能するよう、研修等で説明していく。

1-18 小・中学校における日本語指導の体制の構築・内容の充実

項目	学校種等	R7年度の取組状況等	R7達成状況
日本語指導を行うことができる人材を継続的に確保することで、十分な日本語指導等を受けることができる体制を構築する	小・中学校	◆日本語指導担当教員の資質向上を図る研修を4回実施した。 ◆外国人児童生徒支援員を7名、オンライン日本語指導員を6名（R6:5名）配置し、校内での日本語指導を支援した【拡】。	○

1-19 府立高校における日本語指導の内容・体制等の充実

項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
日本語指導の必要な子どもたちが在籍する府立高校のうち、子どもたちの状況等を踏まえた教科指導や学校生活の支援を実施する学校の割合（%）	府立高校	100	84.8	92.9	93.5	△

委員ご意見＜基本方針 1＞

重点取組④ 障がいのある子どもたちの教育の充実

- 成果指標『8 校内支援体制状況確認票での自己評価において、「学校全体に支援教育が浸透している」と回答した小・中学校の割合（％）』に関し、ほぼ、100%と言ってよい大阪府内の小中学校の支援学級設置率でありながら、支援教育が浸透していると回答した学校が1/4という数字はかなり低い印象がある。校内支援体制状況確認票での自己評価となっているので、統計上のことになるのかもしれない。市町村リーディングチームの動きには、支援教育の浸透のための活動があると考えが如何か。また、リーディングチームとリーディングスタッフの役割分担はどうか。うまく行われていると思うが、学校内で支援教育を浸透させるための方策につながらないのか。

松村 委員

- 具体的事業「1-16 校内支援委員会を月 1 回以上開催した小・中学校の割合（％）」に関し、月 1 回以上目標に対し 8 割以上の学校は開催できているが、その他の学校は、「学期に 1 回」や、「適宜」開催ということか。「適宜」であれば、都合によって開催したりしなかったり、しっかりとした取組みになっていない印象である。成果指標8にあるとおり、学校全体に支援教育を浸透させるためにも、月 1 回の校内支援委員会の開催は必要であると思う。目標達成のために妥協されない方が良いと思う。

松村 委員

重点取組⑤ 配慮や支援が必要な子どもたちへの指導の充実

- 不登校状況にある子どもたちへの自立支援に向けた取組は、専門職とのチーム対応が充実してきているように感じている。一方で、前年度は不登校を理由に欠席していなかった児童生徒の数、いわゆる新規不登校数については、全国的には減少に転じているにも関わらず、府内公立小中学校では増加傾向、府立学校においても若干の減少はみられるが目標値の倍近くの数値で推移している状況がある。自己評価にある専門職や支援人材も含めた早期対応の充実は重要であるが、それだけで十分か。むしろ、教員の日常的な活動において、地域の状況も踏まえた「魅力ある学校づくり」の推進を図る必要があると考えるがどうか。校種別に見解を伺いたい。

中野 委員

基本方針2 豊かな心と健やかな体の育成

方向性（5）

子どもたちがより良い運動習慣や生活習慣の定着を通して、生涯にわたる健康を保持・増進できる資質や能力を身につけることにより、健やかな体を育成します。そのため、多様な機関との協働・連携により、子どもたち、学校、地域にとって望ましい健康の保持・増進に向けた環境の充実に取り組みます。

重点取組⑩ | 運動への興味・関心の向上と運動による体力づくりの推進

重点取組達成のための手法 ▶ 運動やスポーツに親しむ機会の拡充

具体的事業等

（2-15）運動への興味・関心の向上を図るスポーツイベントの実施

重点取組達成のための手法 ▶ 運動やスポーツによる体力づくりの推進

具体的事業等

（2-16）小・中学校における国調査結果を踏まえた授業等の工夫・改善促進

（2-17）小学校における府独自スポーツテストを踏まえた体力づくりの推進・支援

重点取組⑪ | 健康を保持・増進する生活習慣づくりの推進

重点取組達成のための手法 ▶ 健康課題への理解を深める健康教育の充実

具体的事業等

（2-18）小・中学校・府立学校における健康相談や保健指導の充実

（2-19）依存症対策の充実

（2-20）栄養教諭を中核とした「食に関する指導」の充実

重点取組達成のための手法 ▶ 地域・家庭・学校医等と連携した健康づくりの推進

具体的事業等

（2-21）学校における保健活動の充実

「成果指標」の達成状況

No	成果指標	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
19	卒業後にもスポーツをしたいと「思う」「やや思う」子どもたちの割合（％）	小学生男子	全国の値 以上を 達成・維持	86.2 [88.4]	88.1 [89.3]	85.7 [86.9]	△
		小学生女子		80.8 [85.0]	80.6 [84.3]	77.4 [80.6]	△
		中学生男子		83.6 [85.7]	85.4 [87.8]	85.5 [87.3]	△
		中学生女子		74.3 [78.1]	72.1 [76.2]	72.7 [76.0]	△
20	1週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の子どもたちの割合（％）	小学生男子	全国の値 以下を 達成・維持	10.7 [8.8]	10.5 [9.1]	11.3 [9.8]	△
		小学生女子		17.0 [14.6]	18.6 [16.0]	19.9 [17.3]	×
		中学生男子		10.2 [7.8]	11.1 [9.7]	11.2 [9.4]	△
		中学生女子		21.1 [17.9]	24.9 [21.8]	23.5 [21.4]	△
21	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の5段階総合評価で下位段階（D/E）の子どもたちの割合（％）	小学生男子	全国の値 以下を 達成・維持	41.4 [37.0]	39.5 [35.9]	37.5 [34.2]	△
		小学生女子		34.4 [28.9]	35.7 [30.8]	34.4 [30.6]	△
22	学校教育自己診断の中で食育に関する項目を導入している小・中学校の割合（％）	小・中学校	100	99.2	100	100	◎
23	「まったく朝食をとらない」と回答した子どもたちの割合（％）	小学校	全国の値 以下を 達成・維持	1.9 [1.4]	2.1 [1.6]	結果未	
		中学校		3.5 [2.7]	3.4 [2.6]		

＜自己評価＞

19 卒業後にもスポーツをしたいと「思う」「やや思う」子どもたちの割合

20 1週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の子どもたちの割合

21 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の5段階総合評価で下位段階（D/E）の子どもたちの割合

- ・ 卒業後にもスポーツをしたいと「思う」「やや思う」子どもたちの割合は、中学生男女では、前年度より増加したものの、成果指標に掲げる目標は達成しなかった。また、小学生男女では前年度より減少し成果指標に掲げる目標は達成しなかったが、前年度と比べて全国平均との差が、小学生男子で同数値、小学生女子、中学生男女で縮小した。

これは、これまで継続して府内小学校教員に対して行ってきた体育の指導力向上研修により、小学校の体育授業改善が進んだことが一定成果としてあらわれたものと考えられる。

引き続き、スポーツ教室の実施や教員の授業力向上に向けた取組みなど、子どもたちが運動への興味・関心を高める機会を増やしていく。

- ・ 1週間の総運動時間（体育授業を除く。）が60分未満の子どもたちの割合は小学生女子で全国との差は前年と同数値、中学生女子の数値は前年度より減少したが、成果指標に掲げる目標を達成しなかった。また、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の5段階総合評価で下位段階（D/E）の子どもたちの割合は全国との差は縮まったが、成果指標に掲げる目標を達成しなかった。

具体的事業等に掲げる運動習慣の定着・体力向上につながる授業づくりをめざし、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえて、授業等の工夫・改善を行わないと回答した小・中学校の割合²⁵₂₋₁₆については、小学生で全国平均を上回った。また、具体的事業等に掲げる全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点₂₋₁₇についても、年度目標を達成しなかったが、小学5年生の体力合計点の結果については、計画策定時（令和4年度）に比べ、男女で改善傾向がみられた。

今後は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえた授業等の工夫・改善を促進するため、小学3・4年生に対して「めっちゃMORIMORIスポーツテスト²⁶」を実施し、令和8年8月に確定する大阪府の調査結果をもとに各学校がアクションプランを見直し、学校全体で授業改善につながるPDCAサイクルを構築できるよう、分析結果を踏まえた好事例の発信や大学教授等による体育の授業づくりの研修を通して、引き続き市町村を支援していく。

25. 調査の質問回答項目の選択肢が令和5年度から変更となったことにより、実績値に差が生じている。

・ 計画策定時 | 質問「これまでの全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえて、授業等の工夫・改善を行いましたか。（行う予定ですか。）」に対し、選択肢は「行った／行う予定／特定の学年のみ行った／特定の学年のみ行う予定／行わない」の5択。

・ 令和5年度より | 質問「令和4年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえた取組みをしていますか。」に対し、選択肢は「している／予定している／していない」の3択。

・ 令和7年度より | 質問「児童の体力の現状等に関する調査や各種データに基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図るPDCAサイクルを確立することをどの程度行っていますか。」に対し、選択肢は「よく行っている／どちらかといえば行っている／あまり行っていない／全く行っていない」の4択。

26. 大阪府内の公立小学校3・4年生を対象に実施する、大阪府独自のスポーツテストのこと。このスポーツテストでは、大阪府の子どもの体力向上を目的に開発をした学習支援システム『めっちゃMORIMORIスポーツテストシステム』を用いて、子ども一人ひとりの体力・運動能力や、運動・生活習慣等を把握し、子どもたちそれぞれに合った学習の実現や、課題に即した教育の充実を図ることを支援する。

22 学校教育自己診断の中で食育に関する項目を導入している小・中学校の割合

- ・ 学校教育自己診断の中で食育に関する項目を導入している小・中学校の割合は、成果指標に掲げる目標を達成した。

成果指標につながる取組みとして、具体的事業等に掲げる小・中学校で栄養教諭等による食に関する指導の1校あたりの平均取組回数₂₋₂₀については、前年度に引き続き、大阪府栄養教諭連絡協議会や地区別栄養教諭連絡協議会等において実践事例の報告や情報共有を行うとともに、学校給食・食育研究協議会での実践発表の機会を設けることにより、年度目標を達成した。連絡協議会や管理職研修等に加えて、学校給食・食に関する指導主管課長会議でも、組織的な取組みが実施されるよう促したこと【拡】が、年度目標の達成につながった。今後も、各校において組織的な取組みが実施されるよう、連絡協議会や管理職研修等を開催していく。

23 「まったく朝食をとらない」と回答した子どもたちの割合

結果未

「具体的事業等」の達成状況

重点取組⑩ | 運動への興味・関心の向上と運動による体力づくりの推進

2-15 運動への興味・関心の向上を図るスポーツイベントの実施

項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
子どもたちがスポーツに親しめるイベントへの参加者数（名）	—	461 (500以上)	403	686	633	◎

2-16 小・中学校における国調査結果を踏まえた授業等の工夫・改善促進

項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
運動習慣の定着・体力向上につながる授業づくりをめざし、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえて、授業等の工夫・改善を行わないと回答した小・中学校の割合（%）	小学校	3.1 (0)	7.7	10.4 ²⁵ [14.4]	11.1 ²⁴ [11.5]	—
	中学校	3.6 (0)	9.1	22.1 ²⁵ [15.8]	13.3 ²⁴ [11.8]	—

2-17 小学校における府独自スポーツテストを踏まえた体力づくりの推進・支援

項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
全国体力・運動能力、運動習慣等調査における体力合計点（点）	小5男子	全国平均	51.16 [52.28]	51.57 [52.53]	52.00 [53.02]	△
	小5女子	全国平均	52.78 [54.31]	52.55 [53.92]	52.77 [53.97]	△

重点取組⑪ | 健康を保持・増進する生活習慣づくりの推進

2-18 小・中学校・府立学校における健康相談や保健指導の充実

項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
教員がより専門的な知識を持って、子どもたちへの健康相談や保健指導を行うことができるよう、健康課題について学ぶ教職員向け研修のべ参加者数（名）	府内学校	645 (800以上)	413	539	478	△

- ・ がん・精神疾患・性に関する問題等の研修会の参加者数は計画策定時よりも数値は上昇しているものの、令和7年度の実績は年度目標を下回った。それぞれの専門家からの講演等は、研修参加者からも好評であることから、今後も引き続き、より学校現場のニーズに合わせた研修内容（テーマ、時期など）を検討し、教職員の資質向上に努めていく。

2-19 依存症対策の充実

進捗等
◆薬物乱用防止教育推進講習会に参加した教職員や薬物乱用防止指導員等に、こころの健康総合センターが作成した「依存症予防啓発ツール」を周知、併せてオンラインカジノの違法性や相談窓口について啓発を行った。 ◆府立学校及び高等学校を設置する市町村教育委員会あてに、夏休み前のホームルーム等の時間を利用してオンラインカジノの違法性について注意喚起するよう働きかけた。 ◆生徒だけでなく保護者へも啓発を図る必要があることから、府立学校PTA総会において、オンラインカジノの違法性や相談窓口について啓発した【新】。

2-20 栄養教諭を中核とした「食に関する指導」の充実

項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
小・中学校で栄養教諭等による食に関する指導の1校あたりの平均取組回数(回)	小・中学校	113 (年間130以上)	88.0	113.8	122.6	◎

2-21 学校における保健活動の充実

項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
肥満・痩身、メンタルヘルス、アレルギー疾患、性に関する問題等について、学校・家庭・地域がともに検討や情報共有を行うことができるよう、保護者を委員とする学校保健委員会を年1回以上開催する小・中学校、府立学校の割合(%)	小学校	91.6 (100)	78.9	73.6	81.5	△
	中学校	88.4 (100)	71.1	64.9	73.0	△
	府立高校	97.0 (100)	92.4	97.4	97.2	○
	府立支援	97.4 (100)	93.5	95.7	97.8	○

- 市町村立学校における保護者を委員とする学校保健委員会の割合は、前年度よりも数値の上昇が見られたが、年度目標を達成しなかった。これは、PTA活動の縮小などによる負担軽減のための活動の見直し等が主な要因と考えている。府立学校については、実施していない学校に対して個別に働きかけを行い、実施している学校に対しては学校保健の充実を図っていく。

引き続き、年度目標の達成に向け、PTAの委員のみならず全保護者に学校保健委員会の案内をし、保護者の参加を積極的に働きかけている学校の好事例を紹介するなど、とりわけ市町村教育委員会に対してより一層取組みの推進を働きかけていく。

委員ご意見＜基本方針 2＞

重点取組⑩ 運動への興味・関心の向上と運動による体力づくりの推進

- 成果指標19、20、21について、前年度実績から向上している項目はあるものの、すべて達成できていない状況にある。具体的事業2-15、2-16、2-17に挙げられている内容についても、達成しているものもあれば、達成できていないものもある。全体を数値化して見ることも大切であり、様々な要因で上がりにくいのは承知している。
今後の授業改善や研修について、具体的にどのように取り組むべきと考えているか、所見を伺いたい。
- 成果指標21『「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の5段階総合評価で下位段階（D/E）の子どもたちの割合（％）』は、全国と同程度であるが、数値としては大きいと感じる。底上げが重要であることから、D/E判定の子どもたちがどのような集団なのか等を分析すれば、手立てが見つかるのではないかと考えるが如何か。

安部 委員

基本方針5 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり

方向性（8）

教員の志願者数が全国的に減少傾向にある中、教職を魅力あるものとし、熱意ある優秀な教員の計画的な確保・育成をめざします。また、子どもたち・保護者の個々のニーズや、社会状況の変化に向き合い、子どもたちの学びに還元していくことができる教員を育成します。

重点取組⑰ | 子どもたちや保護者の個々のニーズ、社会や教育現場の変革に向き合う資質・能力を備えた教員の確保・育成

重点取組達成のための手法 ▶教育への熱意を持つ豊かな人間性を備えた優秀な人材採用の推進

具体的事業等

（5-1）選考方法の工夫・改善等による優秀な人材の確保

重点取組達成のための手法 ▶意欲・能力向上のための評価・育成

具体的事業等

（5-2）教職員の評価・育成システムの円滑な実施と優秀な教職員の表彰

重点取組達成のための手法 ▶指導力・組織体制に関する継続的な改善

具体的事業等

（5-3）教員の人権感覚や人権意識の育成

（5-4）教員研修の充実

（5-5）指導が不適切な教員への改善等に関する対応の実施

成果指標の達成状況

No	成果指標	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
35	教員採用選考テストによる採用倍率（倍） ²⁹	大阪府	近畿地域の 平均値以上の 達成・維持	4.3 [4.6]	4.9 [3.8]	4.0 [3.4]	◎
36	保護者向け学校教育自己診断における府立学校教員の指導等に関する項目における肯定的な意見の割合（%）	府立学校	80%以上を 維持	80.2 ^{※前年度}	81.8	82.4	○
37	教職員向け学校教育自己診断における府立高校の教育活動の改善に関する項目における肯定的な意見の割合（%）	府立高校	80%以上を 達成・維持	77.9 ^{※前年度}	79.3	81.7	○

<自己評価>

35 教員採用選考テストによる採用倍率

- 令和6年度実施の令和7年度大阪府公立学校教員採用選考テストの採用倍率は、大阪府以外の近畿地域の平均値3.4倍を上回る4.0倍となり、成果指標に掲げる目標を達成した。

これは、具体的事業等に掲げる優れた人材を確保する⁵⁻¹ための取組みとして、教員採用選考テストにおける選考方法の見直しや広報活動の強化に取り組んだ^{【拡】}結果であると考えられる。

今後も優秀な教員を計画的に確保するため、引き続き、選考方法の工夫・改善や広報活動の強化に取り組んでいく。

36 保護者向け学校教育自己診断における府立学校教員の指導等に関する項目における肯定的な意見の割合

37 教職員向け学校教育自己診断における府立高校の教育活動の改善に関する項目における肯定的な意見の割合

- 保護者からの、府立学校教員の指導等に関する項目における肯定的な意見の割合は前年度から 0.6 ポイント上昇し、成果指標に掲げる目標を達成した。

また、教職員向け学校教育自己診断における府立高校の教育活動の改善に関する項目における肯定的な意見の割合は 2.4 ポイント上昇し、成果指標に掲げる目標を達成した。

成果指標につながる取組みとして、具体的事業等に掲げる希望制の各教科授業力向上研修に参加した教員数⁵⁻⁴については、研修の内容を見直したり広報活動を充実したことにより、年度目標を達成した。各教科の指導における課題や教員の需要の把握に努めたことが、達成につながったと考えられる。

今後も、校長との学校経営計画策定面談を通して、府立学校の課題やミッションを明確にしながら、教育活動の改善に向けた指導・助言を行うとともに、引き続き、研修内容の見直しや広報活動の充実に取り組んでいく。

29. 成果指標 35 に限り、[] 内の数字は大阪府以外の近畿地域の平均値を指す。

「具体的事業等」の達成状況

重点取組⑪ | 子どもたちや保護者の個々のニーズ、社会や教育現場の変革に向き合う資質・能力を備えた教員の確保・育成

5-1 選考方法の工夫・改善等による優秀な人材の確保

項目	学校種等	R7年度 of 取組状況等	R7達成状況
優れた人材を確保する。	全校種	◆求める人物像に合致した人材の確保を目的とし、選考方法の見直しを行うとともに、広報活動の強化を図った。 ＜出願要件の緩和【拡】＞ ・一般選考および特別選考の年齢要件を、定年1年前の年齢まで緩和し、実質的に廃止した。 ・支援学校（中学部・高等部）の免許状要件のうち特別支援学校教諭の普通免許状について、出願時に所有していない場合であっても受験可とした。 ・中学校技術における外部専門人材の活用を目的として、その免許状要件に「特別免許状の取得を前提とした者」を追加した。 ＜広報活動の強化【拡】＞ ・大阪府公立学校教員ポータルサイトをリニューアルし教員採用選考テストに関する情報だけでなく、大阪府教員の魅力や教育施策・キャリア・研修などのコンテンツの充実を図った。 ・大阪府教育庁教職員人事課公式Instagramを開設するとともに大阪府教職員室の公式X等も活用し、教員採用選考の情報や各種イベント等の情報発信を強化した。 ＜受験説明会の実施＞ ・集合形式の受験説明会では、先輩職員を迎えたパネルディスカッションを実施し、教員志願者には大阪の教育現場の魅力を発信した。 ・また、延べ約100の大学に対して個別訪問・オンラインによる説明会を実施した。 (R6:約80大学)	◎

5-2 教職員の評価・育成システムの円滑な実施と優秀な教職員の表彰

項目	学校種等	R7年度の実施状況等	R7達成状況
すべての教職員が自らの意欲と資質能力を一層向上させる。	府立学校 市町村立 学校	◆評価・育成システムの適切な運用を実施 <評価・育成者研修の実施> ・研修対象者 約 2,300名 ・府立：校長4回・教頭3回・事務長2回 ・市町村立：校長4回・教頭3回・市町村教育委員会5回 ◆評価結果を勤勉手当の成績率の判定等に活用 ◆授業アンケートを踏まえた教員評価の的確な運用 ◆優秀な教職員等の表彰 大阪府内の公立学校において模範となる実践活動や優れた提言、提案を行った教職員等のうち、特に顕著な実績を上げたものを表彰した。 (令和7年度表彰件数 37件)	○

5-3 教員の人権感覚や人権意識の育成

項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
校内人権研修を実施する府立学校の割合(%)	府立学校	100	100	100	99.4	×

- ・ 校内人権研修を実施する府立学校の割合については、教職員人権研修ハンドブックを令和7年度版に更新し初任者及び府立学校全校に配付するとともに、校内外の研修会において活用を促したが、研修講師の都合により1校で未実施だったため、年度目標を達成できなかった。

引き続き、校内研修の実施に資するため、教職員のニーズ等を踏まえ、日常の指導に生かせる資料となるよう同ハンドブックを更新するとともに、校長・准校長との学校経営計画策定面談等を通して研修が全校で実施されるよう等指導・助言していく。

5-4 教員研修の充実

項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
希望制の各教科授業力向上研修に参加した教員数(名)	小学校 中学校 高等学校 支援学校	820 (840名以上)	789	1133	916	◎

5-5 指導が不適切な教員への改善等に関する対応の実施

項目	学校種等	R7年度の取組状況等	R7達成状況
「指導が不適切である」と思われる教員に対し、早期に適切な対応を行う。	府立学校 市町村立 学校	◆府立学校長・市町村教育委員会からヒアリング（調査）を行った。 ◆指導が不適切であると思われる教員に対して、各校において授業観察を通して課題を把握し、校内での指導・研修により改善を図った。 <指導が不適切であると思われる教員数³⁰> 小学校 67名／12,962名 中学校 53名／ 6,809名 高等学校 100名／ 6,914名 支援学校 55名／ 4,243名 ◆校長・准校長、市町村教委からの要請に応じて、府教育庁による「教員評価支援チーム」を派遣し、課題解決に向けて支援を行った。 <教員評価支援チームの派遣回数> 小学校 8回 中学校 5回 高等学校 40回 支援学校 25回 ◆指導が不適切である教員に対する具体的な対応方策について専門的・多角的見地から検討を行った。（年間2回実施） 新規：1件 継続：1件	○

30. 分母として記載しているのは、令和7年5月1日現在の教員数

方向性（9）

子どもや保護者の個々のニーズに対応できるよう、地域・大学・企業等の機関や多様な人材と連携した学校経営、学校組織づくりを進めます。

また、働き方改革により、子どもたちに向き合う時間はもとより、自己研鑽やワークライフバランスを充実させる時間を創出し、教員の指導力やモチベーションの向上につなげることで、子どもたちの学びの質の向上をめざします。

重点取組⑱ | 経営感覚を持った学校組織づくりの推進

重点取組達成のための手法 ▶PDCAサイクルによる学校経営の充実

具体的事業等

(5-6) 府立学校における経営計画に基づく学校運営の推進

(5-7) 府立学校における校長マネジメントの強化

重点取組達成のための手法 ▶マネジメント能力等に秀でた人材の管理職への登用促進

具体的事業等

(5-8) 民間等の優れた人材の校長への任用

重点取組達成のための手法 ▶学校経営を支える将来の管理職やミドルリーダーの育成

具体的事業等

(5-9) 府立学校の教職員の育成の支援

(5-10) 人事異動等による教職員のキャリア形成・能力の向上

(5-11) 次世代の管理職育成を見据えた首席・指導教諭への積極的な登用

重点取組⑲ | 教職員の働き方改革の推進

重点取組達成のための手法 ▶時間外在校等時間の縮減等による子どもたちと向き合う時間の確保

具体的事業等

(5-12) 規則等に定める時間外在校等時間の遵守

(5-13) 有給休暇の取得促進

(5-14) 部活動のあり方に関する研修会の実施

(5-15) 府立高校等における部活動での外部人材の活用＜再掲＞

(5-16) 府立高校等における「部活動大阪モデル」の導入＜再掲＞

重点取組達成のための手法 ▶校務におけるICT活用環境の充実

具体的事業等

(5-17) 府立学校の校務におけるICT環境の充実

成果指標の達成状況

No	成果指標	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
36 [再]	保護者向け学校教育自己診断における府立学校教員の指導等に関する項目における肯定的な意見の割合 (%)	府立学校	80%以上を維持	80.2※前年度	81.8	82.4	○
37 [再]	教職員向け学校教育自己診断における府立高校の教育活動の改善に関する項目における肯定的な意見の割合 (%)	府立高校	80%以上を達成・維持	77.9※前年度	79.3	81.7	○
38	府立高校全日制課程の教員の年間1人当たりの平均時間外在校等時間数 (時間)	府立高校	360時間以内を達成	410.7※前年度	370.2	345.0	○
39	年間時間外在校等時間が360時間を超える教員数 ³¹ (名)	府立高校	前年度よりも減少	5,246※前年度	4,621	4,242	○

<自己評価>

36 保護者向け学校教育自己診断における府立学校教員の指導等に関する項目における肯定的な意見の割合

37 教職員向け学校教育自己診断における府立高校の教育活動の改善に関する項目における肯定的な意見の割合

- ・ 保護者からの、府立学校教員の指導等に関する項目における肯定的な意見の割合は前年度から 0.6 ポイント上昇し、成果指標に掲げる目標を達成した。

また、教職員向け学校教育自己診断における府立高校の教育活動の改善に関する項目における肯定的な意見の割合は 2.4 ポイント上昇し、成果指標に掲げる目標を達成した。

成果指標につながる取組みとして、具体的事業等に掲げる PDCA に基づく計画的な学校運営や教育活動が行われるよう支援する⁵⁻⁶ため、府教育委員会による学校経営計画策定に係る指導・助言を行った。また、具体的事業等に掲げるミドルリーダーのみならずあらゆる教職員を対象とした教職員向けの校内研修支援⁵⁻⁹として、同僚性の向上等をテーマとした育成支援チーム事業を要望のあった府立学校 5 校で実施し、年度目標を達成した。

引き続き、各校のニーズ等を踏まえた研修を通してミドルリーダーなどの育成を支援するとともに、公表した「ミドルリーダー育成プログラム」を通じて教職員育成の必要性を発信し、教員の指導力の向上につなげていく。

加えて、具体的事業等に掲げる学校経営計画における目標達成割合⁵⁻⁷については、全府立学校の校長・准校長への個別面談や学校訪問において、校長・准校長の困り感等を丁寧に聞き取り、各校の学

31. 子どもたちなどに係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合の特例的上限時間の適用者を含む。

校経営計画に係る PDCA サイクルの運用や目標達成状況の検証等を踏まえた助言を行った結果、前年度から増加し目標を大きく上回った。

令和8年度は、各校の教育活動の改善に向け、校長・准校長の責任と権限において執行できる予算を配当することに加え、自校の強みや魅力を大幅に向上させるとともに、高い効果の見込まれる事業を提案する府立高校に新たな支援を行う【新】。また、校長・准校長との面談や学校訪問を通して、丁寧に助言するなど、学校の状況を踏まえた課題解決のために支援することにより、成果指標に掲げる目標の達成をめざす。

38 府立高校全日制課程の教員の年間1人当たりの平均時間外在校等時間数

39 年間時間外在校等時間が360時間を超える教員数

府立高校全日制課程における、校務運営の効率化 10 項目³²の取組み⁵⁻¹² やゆとり週間の実施による年次休暇取得促進⁵⁻¹³ 等に加え、部活動方針の遵守等、令和6年に定めた「府立学校における働き方改革の取組」等の実施により、「年間時間外在校等時間が360時間を超える教員数」及び「全日制教員の年間1人当たりの平均時間外在校等時間数」は、前年度よりも減少し、成果指標に掲げる目標を達成した。

今後は、令和8年1月に策定した「大阪府立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づき、府立学校全体の課題に応じた取組みを徹底することに加え、伴走型支援事業や校長・准校長へのヒアリングを通じて指導・助言し、学校個別の課題に対しても取り組む等、成果指標に掲げる目標達成に向けた取組みを進める。

32. ①会議資料ペーパーレス化・事前提出のルール化、②連絡、資料配布・説明の電子化、③職員間共有事項の電子掲示板化、④職員間の予定共有、⑤ICT 機材の一括管理、⑥時間外の外線電話の受付中止、⑦欠席連絡の効率化、⑧生徒アンケートの電子化、⑨保護者への文書配布のデジタル化、⑩学校閉庁日の拡大（夏季「連続5日以上」、冬季「連続6日以上」）

「具体的事業等」の達成状況

重点取組⑩ | 経営感覚を持った学校組織づくりの推進

5-6 府立学校における経営計画に基づく学校運営の推進

項目	学校種等	R7年度の取組状況等	R7達成状況
PDCAに基づく計画的な学校運営や教育活動が行われるよう支援する。	府立学校	◆学校経営計画策定にあたっては、校長・准校長との面談を通して、学校の課題やミッションを明確にしながら、取組みや成果指標について、全校長・准校長に対し指導・助言した。 ◆また、各府立学校において、学校経営計画に基づいた学校経営を行うとともに、学校教育自己診断や学校運営協議会からの意見を踏まえ、年度末に学校評価を実施した。	○

5-7 府立学校における校長マネジメントの強化

項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
学校経営計画における目標達成割合(%)	府立学校	79.5 (80.0以上)	78.7 ^{※前年度}	79.1	82.9	◎

5-8 民間等の優れた人材の校長への任用

項目	学校種等	R7年度の取組状況等	R7達成状況
公募等により優れた人材を幅広く確保する。	府立学校	◆優秀な人材を確保するため、J R 西日本主要駅（6 駅）に募集ポスターを掲示するとともに、情報プラザ及び再就職支援会社等へのチラシ配架、東京事務所のディスプレイ等へのポスター掲示やチラシの配架を行った。また、府ホームページや SNS を活用して広報活動を推進した。 ◆また、動画配信サービスでインタビュー動画と公募説明会の撮影動画を掲載し発信した。 ◆さらに、校長の重責を担いうる人材を多様な観点で選考するため、面接官（臨床心理士）によるストレス耐性の分析やグループディスカッションを実施した。 応募者：152名 合格者：37名	○

5-9 府立学校の教職員の育成の支援

項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
ミドルリーダーのみならずあらゆる教職員を対象とした教職員向けの校内研修支援（校）	府立学校	5校以上に対して実施	5校	4校	5校	○
項目	学校種等	R7年度の実績等				R7達成状況
全校の教職員の育成を支援し、組織的な学校運営を促進する。	府立学校	◆教職員向けの校内研修支援の実践内容をミドルリーダー育成プログラムとしてまとめ、ホームページ上で公表するとともに全府立学校に周知した。				○

5-10 人事異動等による教職員のキャリア形成・能力の向上

項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
新任4～6年目の教員の学科間や課程間、他市町村等への人事異動、人事交流を積極的に行い、計画策定時と同程度を維持する。	小・中学校	計画策定時と同程度 ³³ を維持する	17.1%	20.3%	18.1%	○
	府立学校		47.9%	44.2%	44.9%	○
項目	学校種等	R7年度の実績等				R7達成状況
新任7年目以降の教員等についても、上記目標をふまえ、計画的な人事異動、人事交流を実施、促進する。	小・中学校 府立学校	◆市町村教育委員会担当者に対して学科間・課程間等の異動及び人事交流の積極実施を依頼（会議等の場で計49回）し、小・中学校における計画的な人事異動、人事交流を促進した。 ＜人事異動・人事交流実績＞ 小・中学校：36市町村（R6：36市町村） （政令市、豊能地区を除く） 府立学校：32.7% （新任7年目以降の教員等の異動対象者との割合）				○

5-11 次世代の管理職育成を見据えた首席・指導教諭への積極的な登用

項目	学校種等	R7年度の実績等				R7達成状況
首席・指導教諭として活躍が期待される人材を発掘し、積極的に任用する。	小・中学校 府立学校	◆学校でのミドルリーダーとなる人材を発掘し、これからの府の教育を支える人材を養成するため、市町村教育委員会に対する人事ヒアリングや、府立学校長に対し推薦を要請し、首席や指導教諭に積極的に登用した。 ＜任用数＞ 小・中学校：177名 府立学校：75名 ※年度末年齢50歳以下の昇任者				○

33. 計画策定時から±7%を同程度とする。

重点取組⑱ | 教職員の働き方改革の推進

5-12 規則等に定める時間外在校等時間の遵守

項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
校務運営の効率化10項目に取り組む学校の割合（％）	府立学校	60.0 (100)	0	99	100	◎

5-13 有給休暇の取得促進

項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
府立学校教職員の年次有給休暇の平均取得日数（日）	府立学校	16以上	16	16.6	17.3	○

5-14 部活動のあり方に関する研修会の実施

項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
部活動の地域移行に関する検討会の設置や部活動の地域移行に関するモデル事業を実施し、部活動の地域移行について検討を行った市町村の割合（％）	府・市町村 立中学校	62.0 (100)	5	53	63	○

- ・ 本研修会において、部活動の地域移行に取り組んでいる市町村からの事例発表や取組みの紹介をおこなった結果、令和7年度における検討会の設置やモデル事業（国実証事業）に取り組んだ市町村は26市町村となった。

5-15 府立高校等における部活動での外部人材の活用＜再掲＞

項目	学校種等	R7年度の取組状況等	R7達成状況
子どもたちや教員にとって望ましい部活動環境を構築する。	府立学校	◆151校 ・部活動指導員配置:申請107校中107校に配置 ・外部指導者派遣:申請142校中142校に派遣	○

5-16 府立高校等における「部活動大阪モデル」の導入＜再掲＞

進捗等
◆令和5年度より、82校41ペアで「部活動大阪モデル」を実施。 ◆令和6年度より、「部活動大阪モデル」指定校以外についても、指定校82校とペアを組み、合同部活動が実施できるよう、柔軟な制度運用を実施。 ◆令和8年3月末時点で107校267部に部活動指導員を配置。 ◆柔軟な制度運用により、ペアがより組みやすくなったことから、学校のニーズに沿った部活動指導員の配置が進み、合同部活動の実施に拡がりが見られる。

5-17 府立学校の校務におけるICT環境の充実

進捗等
◆令和7年1月から稼働している校務用システムのICT環境について1年間運用を行い、教職員の利活用のサポートを行った。持ち運び可能な端末機について、第2期配備を実施し、約30校の学校の教員の端末機を更新した。また、第3期配備に向けて予算を確保した。

委員ご意見＜基本方針5＞

重点取組⑬ 子どもたちや保護者の個々のニーズ、社会や教育現場の変革に向き合う資質・能力を備えた教員の確保・育成 ● 成果指標「35 教員採用選考テストによる採用倍率」については、高水準を維持されており、評価すべきものと考えている。近年は、教員の希望者や教採の受験者数が減り、学生数も減っている。福利厚生や給与面は、他の行政と大差ない中、受験者数確保の取組みを進める必要がある。広報活動など拡充して取り組んだ<u>結果の受けとめと今後の見立てについて聞きたい</u>。また、今後、受験制度が大きく変わることに対し、学生には不安や混乱が生じている。<u>制度については、分かりやすく示してもらいたい</u>。	安部 委員
● 新規不登校数の抑制やいじめの防止に向けては教員の資質能力の向上が喫緊の課題であるとする。特に、経験の浅い教員の生徒指導に関する考え方や具体的な対応については、専門職からの研修だけでなく、個々の現場での教員の同僚性に基づくOJTが大きな影響を与えると考える。そこで以下、2点について、現状をお伺いしたい。 ①教職員への評価育成システムには、そうした日常的なOJTの効果を測る項目があるのか。 ②評価育成システム以外で、望ましい同僚性を育む職場環境を分析するような手立てはあるのか。	中野 委員
重点取組⑭ 経営感覚を持った学校組織づくりの推進 ● 具体的事業「5-7 学校経営計画における目標達成の割合」が前年度を大きく上回ったのは、校長はじめ管理職や先生方の努力であり、教育委員会の支援の賜物として、大いに評価できる。学校経営計画において「めざす学校像」や「中期的目標」は、年度ごとに大きく変えるものではないが、<u>「本年度の取組内容（重点目標・具体的計画・評価指標）」については、その時の学校を取り巻く環境や生徒の状況に応じて、最も適切なものにする必要がある。固定化・形式化しないよう、教育委員会には校長への働きかけをしていただきたい</u>。 ● 具体的事業「5-8 公募等により優れた人材を幅広く確保する」に関し、民間の校長の任用を否定するものではないが、<u>民間と学校の文化・感覚の違いから、管理職と教職員の間に無用なフリクションが生じないよう、事前の研修を充実させ、定期的な面談を行うなど、積極的な指導・支援が必要である</u>。	野口 委員
● 私学では、多様な経営者を学校運営に招き入れ、プロモーションやブランディング、これからの教育のあり方まで、とても丁寧につくり上げている印象がある。<u>公立でも、外部の専門家の方などに協力を仰ぎながら学校運営を進められているのか、今の様子を伺いたい</u>。先生方一人一人の多様性や個性を活かすことができれば、その姿は学生にも自然と伝わり、それが結果的に、いじめの軽減にもつながっていくのではないかと感じる。また、私学では、卒業生の力を借りて講義や学校訪問をするなど、社会との接点をたくさん持つよう工夫されている。公立でも、<u>社会とのつながりや架け橋をつくっていくことは、これからの学校運営にとって大事なのではないか</u>、と感じている。	森 委員

委員ご意見＜基本方針５＞

重点取組⑱ 教職員の働き方改革の推進

- 時間外在校時間の縮減や有給休暇の取得促進などを成果指標として、働き方改革を進めることは有意義なことであるが、働き方改革の本来の目的は、教員が自らの能力を発揮しながら、健康で持続的に働ける環境を作ることである。従って、定量的評価だけではなく、「子どもと向き合う時間は増えたか」や「授業改革（教材研究）に充てる時間は増えたか」といった定性的評価を得られるアプローチがあってもよいのではないか。
- 部活動のあり方に関しては、地域移行や外部人材活用、また、「部活動大阪モデル」の導入など様々の取組みを実施されており、それらは非常に有効なものと思われる。今回は「実施したかどうか」が評価指標となっているが、それが実際に教員の負担軽減に繋がっているのか、また、子どもたちのニーズに合っているのかについても検証する必要があるのではないか。

野口 委員

基本方針6 学びを支える環境整備

方向性(10)

地球温暖化による災害の多発等を背景に、脱炭素社会の達成をはじめとする、社会全体の環境保全に向けた取組みが求められる中、子どもたちの安全・安心の確保やユニバーサル・デザイン、さらに環境配慮の観点を加えた学校施設の整備をめざします。

重点取組⑳ | 施設等の計画的な整備の推進

重点取組達成のための手法 ▶ 府立学校施設等の老朽化対策の計画的な実施

具体的事業等

(6-1) 府立学校における施設長寿命化整備方針による施設等整備の推進

重点取組達成のための手法 ▶ 在籍者数の増加にあわせた支援学校等の環境整備

具体的事業等

(6-2) 府立支援学校における特別支援学校設置基準等を踏まえた教育環境の充実

(6-3) 府立支援学校におけるバス通学の充実

(6-4) 医療的ケアが必要な子どもたちが安全・安心に学ぶことができる環境づくりの促進<再掲>

「成果指標」の達成状況

No	成果指標	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
40	学校管理下における障がいや重度の負傷を伴う事故等の発生件数 ³⁴ (件)	府立学校	0	5	8	10	×
4 [再]	学校生活に対し、肯定的評価をした府立支援学校の子どもたち及び保護者等の割合 (%)	府立支援	前年度よりも増加	84.6 ^{※前年度}	85.6	87.5%	○
8 [再]	校内支援体制状況確認票での自己評価において、「学校全体に支援教育が浸透している」と回答した小・中学校の割合 (%)	小・中学校	40.0	16.1	23.4	25.8	△

34. 「学校管理下」とは、日本スポーツ振興センター災害共済給付の基準に関する規程に定める学校の管理下となる範囲のことを言い、給付の対象となる災害の範囲のうち、障害見舞金・死亡見舞金・歯牙欠損見舞金を支給した件数を計上している。また、事故等の発生件数については、事故等による障がいや重度の負傷の症状が固定され、障害見舞金等の金額が確定した日が年度内であった件数を計上している。そのため、実際に事故等が発生した年度と発生件数を計上する年度は異なる。

＜自己評価＞

40 学校管理下における障がいや重度の負傷を伴う事故等の発生件数

- ・ 学校管理下における障がいや重度の負傷を伴う事故等の発生件数は 10 件で、成果指標に掲げる目標を達成しなかった。内訳は、部活動中が 3 件、授業中が 3 件、登校中が 3 件、休憩時間中が 1 件であり、施設に起因する事故はなかった。

子どもたちが安全・安心で快適な環境で学校生活を送ることができるよう、具体的事業等に掲げる府立学校における施設長寿命化整備方針³⁵による施設等整備の推進₆₋₁に加え、建築基準法に基づく府立学校施設の設備点検結果を令和 6 年度から新たに一元管理し、府教育庁としても不具合箇所数を把握することで、防火扉や防火シャッター等の設備の破損箇所等をすみやかに修繕できるよう努めた。あわせて、防火扉や防火シャッター付近に物品放置がないよう指導している。今後も安全管理と安全教育を両輪とした一体的な取組みを進めていく。

4 学校生活に対し、肯定的評価をした府立支援学校の子どもたち及び保護者等の割合

- ・ 府立支援学校の学校生活に対し、肯定的評価をした子どもたち及び保護者等の割合は、引き続き、成果指標に掲げる目標を達成した。

府立支援学校では、障がいのある子どもたちの自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援する観点に立ち、一人ひとりの障がいの状況や教育ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するための適切な指導及び必要な支援を行っている結果が、肯定的評価の高さにつながっていると考えられる。

また、府立学校における支援体制の充実に努めるとともに、医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍するすべての府立支援学校において、安全安心に学校生活を送ることができるよう、校内医療的ケア安全委員会の設置や教職員の資質向上等、支援体制の充実に引き続き取り組む₆₋₄こととして、医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍する府立支援学校に看護師を配置するとともに、医療的ケアに係る理解度チェックを年に 2 回実施している。

35. 府立学校の老朽化対策として「長寿命化・予防保全」「適正配置・有効活用」の 2 つを柱とした施設整備の方針。

8 校内支援体制状況確認票での自己評価において、「学校全体に支援教育が浸透している」と回答した小・中学校の割合

- ・ 「学校全体に支援教育が浸透している」と回答した小・中学校の割合は、成果指標に掲げる目標を達成しなかったものの、校内支援体制状況確認票は、府立支援学校における地域支援リーディングスタッフを中心としたセンター的機能の活動に際し、支援教育に関する困り感等から相談や情報提供を希望する小・中学校が校内体制の状況について自己評価したものであり、肯定的に評価をした小・中学校は、前年度よりも増加している。

具体的事業等に掲げる医療的ケアの必要な子どもたちが就学した市町村数⁶⁻⁴は39と計画策定時よりも増加し、年度目標を達成した。子どもたちが安全・安心に学ぶことができる環境づくりが図られたことが、年度目標の達成につながった。

小・中学校では、市町村医療的ケア等実施体制サポート事業等を通して学校看護師の周知や定着支援を行うとともに、医療的ケアを必要とする児童生徒等が転入学する際の施設整備等や外部人材活用、通学支援を行う市町村教育委員会に対し、その経費の一部を府が補助した。

今後も、具体的事業等に掲げる継続的な取組みと合わせ、府立支援学校と市町村リーディングチームなどとの連携に一層取り組むことにより、小・中学校での支援教育の浸透を図っていく。

「具体的事業等」の達成状況

重点取組② | 施設等の計画的な整備の推進

6-1 府立学校における施設長寿命化整備方針による施設等整備の推進

進捗等
◆令和7年度は、府立高校及び府立支援学校の老朽化対策を実施した。 ◆具体的には、府立高校及び府立支援学校の屋根・外壁等外部改修（実施設計22校、工事18校）、昇降機改修（実施設計6校、工事5校）、給排水設備改修等（実施設計37校、工事33校）等に係る工事などを実施し、安全・安心な施設環境の整備を図った。

6-2 府立支援学校における特別支援学校設置基準等を踏まえた教育環境の充実

進捗等
◆生野支援学校の移転整備に係る新築工事に着工するとともに、豊能地域と大阪市北東部において新たな知的障がい支援学校の整備に係る実施設計を行い、北河内地域においても、交野支援学校四條畷校に小学部を設置し本校化するための基本設計を行った。

6-3 府立支援学校におけるバス通学の充実

項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
60分を超える乗車時間を要する子どもたちの割合（％）	府立支援	2.3％より減少させる	2.3	2.3	2.0	○

6-4 医療的ケアが必要な子どもたちが安全・安心に学ぶことができる環境づくりの促進＜再掲＞

項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
医療的ケアが必要な子どもたちが就学した市町村の数	市町村	36よりも増加させる	36	38	39	○
項目	学校種等	R7年度 of 取組状況等				R7達成状況
府立学校における支援体制の充実に努めるとともに、医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍するすべての府立支援学校において、安全安心に学校生活を送ることができるよう、校内医療的ケア安全委員会の設置や教職員の資質向上等、支援体制の充実に引き続き取り組む。	府立学校	◆医療的ケアが必要な子どもたちが在籍する府立学校40校に看護師を配置。 ◆とりわけ、医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍する府立支援学校33校において、医療的ケアに係る理解度チェックを年に2回実施。				○

方向性（11）

大規模災害発生時をはじめ、万が一の事態にも適切な行動が可能となるよう、発達段階に合わせて、自分の身を守る力のはぐくみをめざします。また、危機管理体制の確立や学校教育活動に参画する地域人材との連携により、平時からの学校安全を確保します。

重点取組② | 災害時の備えの充実と安全・安心な教育環境の確保

重点取組達成のための手法	重点取組達成のための手法 ▶災害をはじめ様々な危機管理事案に対応できる体制の確立等
	具体的事業等
	(6-5) 地域と連携した避難訓練の推進
	重点取組達成のための手法 ▶学校内外における安全対策の推進
重点取組達成のための手法	具体的事業等
	(6-6) 外部機関との連携等による交通安全教育の推進

「成果指標」の達成状況

No	成果指標	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
40 [再]	学校管理下における障がいや重度の負傷を伴う事故等の発生件数（件）	府立学校	0	5	8	10	×

<自己評価>

40 学校管理下における障がいや重度の負傷を伴う事故等の発生件数

- 学校管理下における障がいや重度の負傷を伴う事故等の発生件数は成果指標に掲げる目標を達成しなかった。内訳は、部活動中が3件、授業中が3件、登校中が3件、休憩時間中が1件だった。学校管理下における障がいや重度の負傷を伴う事故等の防止については、令和6年3月に公表された学校事故対応に関する指針（改訂版）や安全点検要領等を参考に、各学校が学校安全計画に基づき、安全管理と安全教育を両輪とした一体的な取組みを進めていくよう周知していく。

また、成果指標につながる取組みとして、具体的事業等に掲げる通学時の事故を未然に防ぐため、子どもたちの通学状況に応じ、外部機関と連携した交通安全教室を実施した学校の割合⁶⁻⁶については、生徒が主体的にヘルメット着用を含めた自転車の安全利用について「考え、学び、行動する」ことを目的とした「Safety Bicycle 推進校」プロジェクトを令和6年度に立ち上げたことに加え、道路交通法の改正³⁶等の影響もあり、警察等と連携して、より実践的な交通安全教室を実施する学校が

36. 主な改正内容：すべての年齢層における自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務化（R5.4.1改正）、性能上の最高速度が自転車と同程度であるなどの一定の要件を満たす特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）について、16歳以上であれば免許なしで運転できるなど、新たな交通ルール化（R5.7.1改正）、自転車のながら運転、酒気帯び運転の厳罰化（R6.11.1改正）、自転車に対する交通反則通告制度（青切符）の適用（R8.4.1改正）

増加し、府立学校及び小学校は年度目標を上回ったが、中学校においては、年度目標に未達であった。

引き続き、府立学校ならびに市町村教育委員会に対し、推進校の取組みの共有や交通安全教室の実施を働きかけるなどの取組みを推進することにより、児童生徒自身の安全に対する意識を高め、自ら交通ルールやマナーを遵守する態度の育成に努める。

「具体的事業等」の達成状況

重点取組② | 災害時の備えの充実と安全・安心な教育環境の確保

6-5 地域と連携した避難訓練の推進

項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
地域と連携した自然災害を想定した避難訓練を実施する学校の割合 (%)	小学校	63.3 (70.0以上)	53.2	71.1	72.4	◎
	中学校	38.0 (50.0以上)	19.9	34.6	36.5	△
	府立高校	55.9 (60.0以上)	49.7	57.0	57.2	◎
	府立支援	84.4 (90.0以上)	76.1	83.0	87.2	◎

- ・ 地域と連携した避難訓練の実施率については、近年多発する自然災害等の影響もあり、いずれの校種においても昨年度以上の実績となっているものの、中学校においては今年度の目標値に未達となった。

府内学校に対しては、教職員研修等を通じて他校の好事例を周知し、地域と連携した避難訓練の内容の充実にも取り組んでいく。さらに、中学校については、市町村の学校安全担当者に対して、好事例の共有や市町村への働きかけを行い実施率の上昇をめざしていく。

引き続き、好事例の共有や市町村教育委員会及び府立学校への働きかけを行い、各校の取組みを促進させていく。

6-6 外部機関との連携等による交通安全教育の推進

項目	学校種等	目標	計画策定時	R6実績	R7実績	R7達成状況
通学時の事故を未然に防ぐため、子どもたちの通学状況に応じ、外部機関と連携した交通安全教室を実施した学校の割合 (%)	小学校	84.9 (90.0)	77.3	91.0	92.2	◎
	中学校	54.6 (60.0)	46.5	53.3	54.2	△
	府立高校	42.1 (50.0)	30.2	41.2	48.2	◎
	府立支援	45.4 (50.0)	38.5	48.9	55.3	◎

委員ご意見＜基本方針 6＞

重点取組② 施設等の計画的な整備の推進 ● 具体的事業「6-2 府立支援学校における特別支援学校設置基準等を踏まえた教育環境の充実」に関して、<u>特別支援学校設置基準に基づく学校整備をしっかりと進めるとともに、これまでに引き続いて新校が他の支援学校をリードするしっかりとしたコンセプトを持った学校をつくってほしい。</u>	松村 委員
重点取組② 災害時の備えの充実と安全・安心な教育環境の確保 ● 成果指標「40 学校管理下における障がいや重度の負傷を伴う事故等の発生件数」について、生起させないに越したことはないが、<u>学校管理下における事故は、教職員間での共有が極めて重要。</u>事故の詳細は、保健室への共有だけではなく、なぜ起きたかということも先生同士で共有することで、未然に防ぐことができる。ぜひともリーダーシップをとっていただき、予防策については、明文化しておくなど、対応されていれば良いと考える。	安部 委員
● 成果指標「40 学校管理下における障がいや重度の負傷を伴う事故等の発生件数」に関して、教育活動において体験活動は大きな教育効果をもたらすが、一方で必ずリスクが生じる。体験とリスクは表裏一体の関係にある。<u>事前準備とリスク管理をしっかりと行い、子どもたちの体験をさらに広げていっていただきたいと思う。</u>	松村 委員
● 具体的事業「6-5 地域と連携した避難訓練を実施する学校の割合」が項目にあるが、訓練すること自体が目的になってしまっているのではないかと。私がPTAを務める学校でも避難訓練は実施しているが、子どもたちに確認すると災害時の避難場所をわかっていない子が多かった。本来は、災害があったときに避難をして命を守らないといけないと子どもに理解させることが目的だと思う。<u>訓練を実施しているかどうかより、避難訓練後、子どもたちに避難すべき場所のアンケートを取り、その正答率を数値として評価する等、子どもたちの理解度を高めることが重要ではないか。</u>	半田 委員

基本方針7 私立学校の振興

方向性(12)

府内の各私立学校においては、建学の精神に基づく独自性を持った教育を実践し、大阪の教育力の向上のために大きな役割を果たしています。

私立幼稚園等においては、幼児教育の質を高めるとともに、働き方の多様化や地域のつながりの希薄化に対応し、地域の子育て・家庭教育を支援する機能の強化や保育サービスの拡大等に取り組んでいます。また、私立小学校、中学校、高校においては、社会の変化や府民のニーズに対応した教育を行っています。専修学校等においても、複線型の教育ルートの実現をめざし、実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として、多岐にわたる分野で未来の職業人の育成に努めています。

今後も、私立学校が特色・魅力ある教育を実践できるよう、府内の私立幼稚園、小学校、中学校、高校、専修学校等に対し、教育条件の維持向上等にかかる支援を行うとともに、家庭の経済的事情に関わらず、自由に学校選択できる機会を保障することを目的とした私立高校等授業料無償化制度により、私立学校の振興を図ります。

重点取組② | さらなる特色・魅力づくりへの支援

重点取組達成のための手法 ▶私立学校の教育条件の維持向上にかかる支援

具体的事業等

(7-1) 私立学校の教育条件の維持向上にかかる支援の実施

重点取組③ | 公私を問わない自由な学校選択の機会の保障

重点取組達成のための手法 ▶私立高校生等を対象とした授業料無償化制度の実施

具体的事業等

(7-2) 私立高校生等を対象とした授業料無償化制度による支援の実施

参考指標

参考指標	学校種等	計画策定時	R6実績	R7実績
子育て相談等、子育て支援事業に取り組む私立幼稚園等の割合(%)	私立幼稚園等	83.0	87.9	85.4
私立高校3年間の学校生活や、私立高校での教育内容等に関して満足と回答した保護者の割合(%)	私立高校	—	90.6	90.7
私立高校の教員が信頼できると答えた子どもたちの割合(%)	私立高校	67.1	89.0	89.1
私立高校全日制課程の子どもたちの中退率(%)	私立高校	0.9 ^{※前年度} [1.0]	1.1 ^{※前年度} [1.5]	1.4 ^{※前年度} [1.4]
私立高校卒業者(全日制)の大学進学率(%)	私立高校	76.0 ^{※前年度}	78.8 ^{※前年度}	79.4 ^{※前年度}

参考指標	学校種等	計画策定時	R6実績	R7実績
私立高校卒業者のうち、就職希望者の就職率（％）	私立高校	93.6 ^{※前年度} [97.4]	98.2 ^{※前年度} [97.0]	95.0 ^{※前年度} [97.1]
専修学校卒業者の関係分野就職率 ³⁷ （％）	専修学校	63.8 [69.8]	70.3 [75.2]	69.6 [75.4]
私立幼稚園、小学校、中学校、高校における財務情報の公表率（％）	私立幼稚園	92.8	92.4	94.2
	私立小学校	100	100	100
	私立中学校	100	100	100
	私立高校	100	100	100
私立幼稚園、小学校、中学校、高校、専修学校における自己評価の公表率（％）	私立幼稚園	96.7	98.5	98.1
	私立小学校	100	100	100
	私立中学校	100	100	100
	私立高校	100	100	100
	専修学校	87.2	90.2	92.5
私立幼稚園、小学校、中学校、高校、専修学校における学校関係者評価の公表率（％）	私立幼稚園	87.8	89.4	94.2
	私立小学校	94.1	100	100
	私立中学校	98.4	100	100
	私立高校	97.9	100	98.9
	専修学校	78.5	81.4	82.1
私立学校の耐震化率（％）	私立幼稚園	94.2	95.9	96.6
	私立小学校	100	100	100
	私立中学校	100	100	100
	私立高校	92.0	98.4	99.4
	専修学校	97.5	100	100

37. 関係分野就職率：専修学校卒業者のうち、各生徒が履修した分野（8分野）に就職した者の割合。

「具体的事業等」の取組状況

重点取組② | さらなる特色・魅力づくりへの支援

7-1 私立学校のエグジュクティブ条件の維持向上にかかる支援の実施

R7年度の取組状況等

- ◆府内の私立幼稚園、小学校、中学校、高校、専修学校等がそれぞれの建学の精神に基づき特色・魅力ある教育を実践できるよう、経常費助成等の補助金の交付を行っている。また、公立と私立が連携し、お互いの資源やノウハウなどを活用するため、学校経営推進事業等の公私連携事業を実施した。

重点取組③ | 公私を問わない自由な学校選択の機会の保障

7-2 私立高校生等を対象とした授業料無償化制度による支援の実施

R7年度の取組状況等

- ◆子どもたちが、自らの希望や能力に応じて自由に学校選択できる機会を保障するとともに、大阪の教育力の向上を図るため、私立高校等の授業料無償化制度による支援を行った。
- ◆また、令和8年度の全学年での授業料の完全無償化に向けて、令和6年度から所得制限を段階的に撤廃した。

【今後の対応³⁸】

今後も、私立学校が特色・魅力ある教育を実践できるよう、府内の私立幼稚園、小学校、中学校、高校、専修学校等に対し、教育条件の維持向上等にかかる支援を行うとともに、家庭の経済的事情に関わらず、自由に学校選択できる機会を保障することを目的とした私立高校等授業料無償化制度により、私立学校の振興を図る。

38. 私立学校の取組みについては、事業計画に記載のとおり「参考指標とし、毎年度実績のみを確認すること」としているため、自己評価ではなく、今後の対応を記載。

委員ご意見＜基本方針 7＞

重点取組② さらなる特色・魅力づくりへの支援

私立学校についても、公立学校と同様に大阪の教育力の向上のための役割を果たしており、参考指標からも、実績は維持・向上できているものと認識している。

今後も、公立と私立が連携してWin-Winの関係を築くことは重要と思う。具体的事業7-1「私立学校の教育条件の維持向上にかかる支援の実施」にある、公私連携事業は、具体的にどのような事業が実施されたのか確認したい。

半田 委員

(趣旨)

第一条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項、第二百二条の三第一項及び第二百三条の二第四項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 執行機関の附属機関として、別表第一に掲げる附属機関を置く。

2（以下、略）

別表第一（第二条関係）

- 一 知事の附属機関（略）
- 二 教育委員会の附属機関（略）
- 三 知事及び教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	(略)
大阪府教育振興基本計画審議会	(略)
<u>大阪府教育行政評価審議会</u>	<u>大阪府教育行政基本条例第六条第一項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十六条第一項の点検及び評価を行うに当たっての調査審議に関する事務</u>

(以下、略)

大阪府教育行政評価審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)第六条の規定に基づき、大阪府教育行政評価審議会(以下「審議会」という。)の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第二条 審議会は、大阪府教育委員会(以下「委員会」という。)の諮問に応じて、大阪府附属機関条例別表第一第三号に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第三条 審議会は、委員六人以内で組織する。

2 委員会は、教育に関し専門的知識及び経験を有する者並びに保護者その他適当と認める者のうちから、知事と協議した上で委員を任命する。

3 委員の任期は、二年とする。

4 委員が次の各号の一に該当する場合、委員会は知事と協議した上で、これを解任することができる。

一 病気等により職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合

二 職務を怠り、または職務上の義務に反した場合

5 補欠の委員は遅滞なく、委員会が知事と協議した上で任命するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、審議会の担任する事務について取りまとめる。

(副会長)

第五条 会長は、あらかじめ委員の中から副会長を指名する。

2 副会長は、会長が病気等により職務を遂行できないときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会は、審議会の会議の開催について、知事と協議した上で決定する。

2 会長は、前項の決定を受け、会議を招集し、その議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。なお、第三条第五項の補欠の委員が任命されていない場合は、審議会の委員数から除くものとする。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第七条 委員の報酬の額は、日額一万五千二百円とする。

(平二八教委規則一五・一部改正、令八教委規則十・一部改正)

(費用弁償)

第八条 委員の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、大阪府教育庁教育総務企画課において行う。

(平二八教委規則一五・一部改正)

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事と協議の上で委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二八年教委規則第一五号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(令和三年教委規則第二号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則(令和八年教委規則第十号)

この規則は、令和八年四月一日から施行する。